

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	消費者施策基本指針(H27-R1)取組の成果と課題	所管部課	
①「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導	ア 「三重県食品監視指導計画」に基づく取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○重症化や感染症として拡がる可能性が高い腸管出血性大腸菌や、発生件数が多いカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設を重点的に監視指導します。 ○冬季における発生が多く、大規模化の傾向が高いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 ○観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 ○事業者団体と連携し、食品等事業者が改正法に基づき実施するHACCPに沿った衛生管理の取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「食品衛生法」、「三重県食品監視指導計画」に基づき、以下の対策を重点監視指導事項として監視指導を行いました。(Aランク施設:1,665件、Bランク施設:1,568件、Cランク施設:8,550件) ○発症すると重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌や、近年、増加傾向にあるカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉等の取扱施設の重点的な監視指導を行いました。(カンピロバクターによる食中毒:1件) ○観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、食品関係営業施設の監視指導を実施しました。 ○ノロウイルスによる食中毒は冬季に多発することから、年末一斉監視時等に、飲食店、集団給食施設および食品製造業等を重点的に監視指導し、ノロウイルスによる食中毒の発生防止対策の強化を図りました。(ノロウイルスによる食中毒:3件) 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「食品衛生法」、「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導を行いました。 ○食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入できるよう、食品等関連団体と連携して説明会を開催するとともに、HACCPの導入に関する食品等事業者からの相談に対応しました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内に流通する食品の安全を確保するため、食品等事業者への監視指導を適切に実施することが必要です。 ○食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入できるよう、HACCPに沿った衛生管理の制度化に関する説明会を実施する必要があります。 	医療保健部 (食品安全課)	
	イ 農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等の立入検査・指導を実施します。また、適正使用のための情報提供や指導、ガイドラインの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○農薬や肥料の販売事業者等において、帳簿の記帳漏れ等の不備が見受けられるので、引き続き、立入検査を実施し、指導・啓発を行います。 ○生産資材の使用者に対して、適正利用の知識と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発を行います。 ○引き続き、養殖業者に対して水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農薬・肥料の適正な使用および流通を進めるため、農薬販売業者への立入検査を100件、肥料生産業者・販売業者への立入検査を100件、収去検査を6件実施しました。 ○農薬使用者や農産物直売所責任者等を対象に、農薬の適正使用に関する研修会を484回開催し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正使用や生産履歴の記帳を普及しました。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画的に立入検査等を通じた指導を行うことができました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農薬・肥料の生産・販売者への監視・指導については安全な農産物の生産確保の基礎となることから、引き続き監視・指導を行う必要があります。 	農林水産部 (農園芸課)	
		<課題>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な畜水産物を消費者に提供するため、飼料及び飼料添加物並びに動物(水産)用医薬品の販売業者に対して適正な流通について、生産者に対して飼料等や動物(水産)用医薬品の適正な使用および管理について、継続した監視指導が必要です。 ○今後の方針> ○飼料等や動物(水産)用医薬品の販売業者と生産者に対する監視指導を行います。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飼料・飼料添加物販売業者への立入検査:34件 ○畜産農家への飼料使用に対する監視指導:111戸 ○動物用医薬品販売業者への立入検査:52件 ○畜産農家への動物用医薬品使用に対する監視指導:111戸 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飼料及び飼料添加物並びに動物(水産)用医薬品の販売業者に対して適正な流通について、生産者に対して飼料等や動物(水産)用医薬品の適正な使用および管理について、計画的に監視指導を行いました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食の安全・安心を確保するため、継続して養殖業者への指導を実施していく必要があります。 	農林水産部 (畜産課)
	ウ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づく立入調査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○立入調査においては、軽微な違反が散見されることから、引き続き米穀取扱事業者に対して、米トレーサビリティ法に基づいた監視指導が必要です。このため、米穀取扱事業者に対して、国と連携して、同法に基づいた監視指導を行うとともに、これらを補完する科学的な産地判別検査および品種判別検査を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○米トレーサビリティ法に基づき、米穀取扱事業者に対して、適正な取引記録の作成と保存や産地情報の伝達について監視指導を行うとともに、DNA検査等の科学的検査を実施しました。監視指導の結果、米穀が適正に流通していることを確認できたほか、科学的検査についても適正な結果が得られました。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米穀取扱事業者1,000件に対する計画的な調査を実施し、米穀が適正に流通していることを確認することができました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米穀の不適正な流通はありませんでしたが、記録の不備など軽微な違反が見られたことから、引き続き、適正な流通を図るために、米穀取扱事業者に対する監視指導等に取り組む必要があります。 	農林水産部 (農作物安全・流通課)	

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	消費者施策基本指針(H27-R1)取組の成果と課題	所管部課
	エ 事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図ります。	○食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的に、「三重県食の安全・安心確保推進月間」において、研修会を開催します。	○食品関連事業者を対象に、コンプライアンス研修会を開催しました。	【成果】 ○関係部が連携して取り組み、関係法令等に対する食品関連事業者の理解を促進することができました。 【課題】 ○関係法令等を遵守していくための事業者の主体的な取組を、継続して支援していく必要があります。	医療保健部 (食品安全課) 環境生活部 (くらし・交通 安全課) 農林水産部 (農産物安 全・流通課)
	オ 食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育を通して学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。	○県民へのアンケート調査では、食への不安を感じている人の割合が依然と高く、食の安全・安心に関わるわかりやすい情報提供をさらに進めていく必要があります。このため、県民に対して引き続き、出前トーク等により県の取り組み等について説明していきます。また併せて、県内高等教育機関と連携し、若い世代に対する情報提供方法等について検討していきます。	○県民の皆さんのが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深められるよう、ホームページや出前トーク、イベントへの出展等における情報発信に取り組みました。さらに、県民の皆さんのがわかりやすく情報を得られるよう、鈴鹿医療科学大学の協力を得てホームページをリニューアルしました。	【成果】 ○ホームページや出前トーク等により、県民の皆さんに対して、食の安全・安心確保に関する情報や県の取組について情報提供を行いました。 【課題】 ○県民の皆さんへのアンケート調査の結果では、食の安全・安心に不安を感じている方が約5割を占めていることから、引き続き、県民の皆さんのがニーズに応じた正確でわかりやすい情報を発信する必要があります。	農林水産部 (農産物安 全・流通課)
①「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導		○自主的かつ合理的な消費活動の促進を図るために、「第3次三重県食育推進計画」に基づき、府内関係課および市町等と連携しながら食育の取組を推進していく必要があります。 ○地産地消を通じて、県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物等を自ら選び取るための知識を得ることは、消費者教育として重要です。このため、生産者や食品関係事業者と連携しながら、「みえ地物一番の日」キャンペーンや「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」のPR(14回)やプレゼントキャンペーン等を実施しました。 ○教育委員会や栄養教諭、食品関係事業者などを構成員とする地場産品導入促進検討会(3回)の開催、栄養教諭が授業で活用できる地場産物「さといも」に関する普及啓発資料を作成しました。	○「第3次三重県食育推進計画」に基づく食育を効果的に推進するために、市町を対象とした三重県地域食育推進連絡会議(1回)、担当課を対象とした三重県食育推進連絡会議(2回)を開催し、連携強化を図りました。 ○県内量販店が実施する「みえ地物一番の日」キャンペーンを支援とともに、食品メーカー、県立高校、給食事業者の連携による地産地消メニューの開発、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」のPR(14回)やプレゼントキャンペーン等を実施しました。 ○教育委員会や栄養教諭、食品関係事業者などを構成員とする地場産品導入促進検討会(3回)の開催、栄養教諭が授業で活用できる地場産物「さといも」に関する普及啓発資料を作成しました。	【成果】 ○市町食育推進計画の策定率が、34.5%(H26年度末)から65.5%(R1年度末)に上昇しました。 ○「みえ地物一番の日」キャンペーンは、県内事業者の自主的な取組により継続的に行われました。また、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の認知度は、調査を始めたH28年度から7%上昇し、83%となりました。 ○栄養教諭が授業で活用できる普及啓発資料を延べ15種類作成し、関係機関への配布を行いました。	農林水産部 (フードイン ベーション課)
		○引き続き、「みえの地物が一番！朝食メニュークンクール」を開催し、子どもたち自身が食生活への関心を高め、食の自立を図る取組を推進します。 ○食に関する指導の全体計画は、県内のすべての公立小中学校で作成されましたが、各校で組織的・計画的に実施するため、食育推進組織の設置を働きかけます。 ○引き続き、学校における食育の推進のための手引書である「食で育む、元気なみえの子～基礎編・実践編～(作成：三重県教育委員会)」を活用し、計画に基づく体制づくりや指導内容の充実を図ります。 ○学校給食への地場産物の活用割合をさらに高めるため、引き続き「みえ地物一番給食の日」を実施します。	○子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることを目的として「みえの地物が一番！朝食メニュークンクール」を開催しました。 ○各学校で子どもたちが計画的に食を学ぶことができるよう、食に関する指導の全体計画の策定を推進するとともに、学校における食育の推進のための手引書である「食で育む、元気なみえの子～基礎編・実践編～(作成：三重県教育委員会)」を活用し、計画に基づく体制づくりや指導内容の充実を図りました。また、文部科学省の「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」の活用を促しました。 ○学校給食への地場産物の活用割合をさらに高めるため、「みえ地物一番給食の日」を実施しました。	【成果】 ○左欄記載のコンクールについては、年々応募者数が増加しており、地産地消をはじめ、献立作成、調理をとおして食の安全・安心について考える機会になっています。 ○学校における食育推進組織の設置率は増加しています。今後は、組織の有効活用について働きかける必要があります。	教育委員会 (保健体育 課)
				【課題】 ○数値の増加でわかる成果もありますが、行動の変容となると、すぐに好ましい変化が表れるのではなく、何年も先に生活の場面で生かされることがあります。このようなことから、継続して取り組んでいく必要があります。	

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	消費者施策基本指針(H27-R1)取組の成果と課題	所管部課
①「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく監視・指導	カ 消費者に対し、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信します。	○食の安全・安心に関する意識の向上のためには、消費者団体や食品関連事業者等、食の安全・安心確保に取り組む団体等に対し、関連情報等を提供することが必要であることから、これら自主的な活動を行っている団体等に対し、関連情報等を提供するとともに、団体等の取り組み内容を県民に発信していきます。	○消費者団体や食品関連事業者等、食の安全・安心確保に取り組む団体等に対し、関連情報等を提供しました。また、鈴鹿医療科学大学の協力を得て、食品関連事業者が行っている食の安全安心確保に対する取組をホームページ等を通じて県民の皆さんに情報発信しました。	【成果】 ○消費者団体や食品関連事業者等の食の安全・安心に確保に関する取組を、ホームページへの掲載や出前トーク等の実施により、県民の皆さんに情報発信することができました。 【課題】 ○県民の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深められるよう、引き続き、消費者団体や食品関連事業者等の取組を情報発信することが必要です。また、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を図ることも必要です。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
	キ 生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実施します。また、これらに係る情報の公開・提供を行い、消費者の意見を反映してその内容を充実します。	○食の安全・安心を確保するためには、生産段階や製造・流通段階での監視指導を計画的に実施していくことが必要です。このため、県民の意見を聞きながら、引き続き、「三重県食品監視指導計画」及び「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定するとともに、食品の生産・製造から流通・販売段階まで、計画的に監視指導を実施しました。監視指導結果については、半期ごとにホームページに掲載し、周知を図りました。	○県民の皆さんとの意見を聞き、「令和元年度三重県食品監視指導計画」と「令和元年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定するとともに、食品の生産・製造から流通・販売段階まで、計画的に監視指導を実施しました。監視指導結果については、半期ごとにホームページに掲載し、周知を図りました。	【成果】 ○生産・製造から流通・販売段階における監視指導を計画的に実施することができました。 【課題】 ○食の安全・安心を確保するため、引き続き、生産・製造から流通・販売段階における計画的な監視指導を実施することが必要です。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
	ク 食の安全確保に関する自管理体制の整備に必要なISO22000やHACCP方式等の先進的な取組に関する情報の提供を行うとともに、指導・助言を行います。また、農産物の安全確保、品質管理等のためのGAP手法の導入を促進します。	○県内で国際水準GAP認証を取得した生産者は着実に増加しております(64件)。目標件数(52件)を大きく上まわっているものの、認証取得を目指す生産者はまだまだ多いことから、引き続き地域GAP推進チームを中心に、取組状況に応じたきめ細かな指導・支援を行います。 ○国際水準GAP認証を取得した生産者に対して、認証継続に向けた指導・支援を行います。 ○GAPの普及・定着に向けて、消費者や食品等事業者に対するさらなる理解促進が必要であることから、県内および首都圏のレストランやスーパー等と連携したGAP食材フェア等を開催します。	○地域GAP推進チームが中心となって国際水準GAP認証取得に向けた指導・助言を進めた結果、16件の生産者が新規に認証を取得しました。 ○国際水準GAPの認証取得をめざす生産者の掘り起こしや認証取得・認証継続に向けた指導・支援ができる指導者を育成するため、GAP指導員研修を開催(22回)し、新たにGAP指導員27名、リーダー指導員12名を育成しました。 ○消費者や食品等事業者に対するGAPの理解促進を図るために、県内のスーパー等と連携したGAP食材フェア等(8回)や首都圏のホテル・レストラン等での三重県フェア(6件)、マラソン(4回)を開催しました。	【成果】 ○国際水準GAPの認証取得・認証継続に向けた指導・支援ができるGAP指導員を122名、リーダー指導員62名を確保しました(令和元年度末時点)。 その結果、県内認証取得数は80件となりました。 【課題】 ○GAPの普及は安全安心な農産物確保につながる重要な取組であることから、引き続き普及拡大を図る必要があります。 ○県民のGAP認知度は低い状況であり(令和元年度eモニターアンケート調査結果:7.4%)、GAPの普及定着に向けた消費者や食品等事業者への理解促進に、引き続き取り組む必要があります。	農林水産部 (農産園芸課)
	ケ 農産物の生産から流通・販売までの履歴情報を確認できるトレーサビリティシステムなどの導入に取り組む事業者を支援します	○米穀取扱事業者のコンプライアンスが求められている中、米トレーサビリティ法等関係法令の情報を分かりやすく提供することが重要です。今後も、米トレーサビリティ法の周知徹底のため、米穀取扱事業者への巡回指導を実施する他、食品関係事業者団体と連携して、関係事業者に情報提供を行っていきます。	○米穀取扱事業者に対する米トレーサビリティ法等に対する周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識向上を図るため、巡回指導や、関係団体が開催する講習会等において関連する情報を提供しました。	【成果】 ○米穀取扱事業者への巡回指導や研修会等により、米トレーサビリティ法等関係法令に関する周知徹底を図ることができました。 ○米穀取扱事業者1,000件に対する調査において、米穀が適正に流通していることを確認することができました。 【課題】 ○米穀の不適正な流通はありませんでしたが、記録の不備など軽微な違反は見られたことから、引き続き、米穀の適正な流通が図られ、米トレーサビリティ法等関係法令が遵守されるよう、情報提供に取り組む必要があります。	農林水産部 (農産物安全・流通課)
		<課題> ○指導員及びリーダー指導員をさらに育成して指導体制を強化するとともに、認証取得をめざす生産者や産地へのきめ細かな指導・助言が必要です。 <今後の方針> ○指導員及びリーダー指導員を育成し、生産者の認証取得を支援します。	○農場HACCP指導員の新規育成:2名 ○農場HACCPの新規認証取得:7農場 ○JGAP家畜・畜産物指導員の新規育成:7名 ○JGAP家畜・畜産物の認証取得:9農場 ○JGAP家畜・畜産物のリーダー指導員の育成:5名	【成果】 ○農場HACCP指導員を14名育成しました。 ○17農場が農場HACCPの認証を取得しました。 ○JGAP家畜・畜産物指導員を47名育成しました。 ○JGAP家畜・畜産物のリーダー指導員を10名育成しました。 ○12農場がJGAP家畜・畜産物の認証を取得しました。 ○県立農業高校の2校がJGAP家畜・畜産物の認証を取得しました。 【課題】 ○引き続き、指導員の育成、指導体制の強化により、認証取得を目指す生産者を支援する必要があります。	農林水産部 (畜産課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

2 製品等の安全の確保

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①消費者への迅速かつ的確な情報の提供	消費者庁や国民生活センター等との連携のもとに、消費者の生命や身体に危害を及ぼす疑いのある商品・サービスについて情報収集や必要な調査を行い、消費者への迅速かつ的確な情報の提供に努めます。また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、必要に応じて県民に注意を喚起します。	<ul style="list-style-type: none"> ○県消費生活センターに寄せられる消費生活相談において、消費者事故等にかかるものについては、消費者庁に通知を行います。また、府内各課および市町・関係機関等との連携により、必要に応じて県内で発生した消費者事故の情報を収集し、ホームページなどにより県民への注意喚起を行います。 ○消費者庁や国民生活センターの提供する消費者事故等の情報について、県のホームページにおいて注意喚起を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県消費生活センターに寄せられた消費生活相談において、消費者事故等にかかるものについては、消費者庁に通知を行い、消費者被害の発生・拡大防止に努めました。 ○消費者庁や国民生活センターの提供する消費者事故等の情報について、県のホームページにおいて注意喚起を行いました。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活相談において相談員が聞き取りを行う中で、消費者事故等に関するものについては、消費者庁に通知を行い、消費者被害の発生・拡大防止に努めました。 ○消費者庁や国民生活センターからの情報を通じて、県民に情報提供することで、消費者被害の発生・拡大防止に努めました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者安全法等に基づく消費者事故等の報告義務について、府内における理解の促進を図るとともに、迅速な情報提供に努める必要があります。 	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②家庭用品等の安全の確保	ア 「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「消費生活用製品安全法」10店舗、「家庭用品品質表示法」12店舗の立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行いました。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法に基づく立入検査を実施し、事業者を指導することで、消費者の利益の保護に努めました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適性な法執行を図るために、職員の資質向上に努めるとともに、継続して検査・指導を行う必要があります。 	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き販売事業者に対し立入検査・指導を行います。電気:モバイルバッテリーの事故が多くなっているため、直流電源装置(リチウムイオン蓄電池)を重点的に検査を行います。 ガス:特に無し 	<ul style="list-style-type: none"> ○各法令に基づき、販売事業者に対する立入検査を行いました。 電気:14件 ガス:32件(令和2年3月31日現在) 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各法令に基づき、販売事業者に対する立入検査を行いました。 電気:71件 ガス:160件 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モバイルバッテリーの事故が多くなっているため、直流電源装置(リチウムイオン蓄電池)を重点的に検査を行います。 	防災対策部 (消防・保安課)

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
③住宅等の安全性の確保	ア 住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。	○木造住宅の耐震化促進を図る市町に対し、無料耐震診断や設計、補強工事等の補助事業を実施するとともに、関係団体と連携し、未耐震の住宅所有者への戸別訪問に職員を派遣するなど支援を実施していきます。	○市町の要望を踏まえて木造住宅の耐震化促進のための補助金の配分・交付決定を適切に行いました。また、建設事務所、市町や関係団体と連携し、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問を実施するなど普及啓発に努めました。	【成果】 ○木造住宅の耐震診断戸数については、市町や関係団体と連携した戸別訪問の効果もあり、毎年度2,000戸を超える戸数を維持しています。 【課題】 ○木造住宅の耐震補強設計及び耐震補強工事の実績戸数については、大きく落ち込んでいます。	県土整備部 (住宅政策課)
	イ 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、建築確認・検査制度の適正な運用を推進します。	○民間の指定確認検査機関による建築確認・検査の割合が約95%になっていることから、引き続き、特定行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進める必要があります。 ○木造の一戸建て住宅等については、工事監理状況を示す写真的撮影方法や完了検査申請書の記載内容について、建築確認申請時に工事監理者に周知を行い、適正な工事監理を行われるよう工事監理者への指導を引き続き行います。 ○県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査を引き続き実施します。	○建築確認の厳格かつ円滑な審査と完了検査の徹底について、特定行政庁及び民間の指定確認検査機関と連携して適正な建築確認制度の運用を推進しました。 ○木造の一戸建て住宅等については、工事監理状況を示す写真的撮影方法や完了検査申請書の記載内容について、建築確認申請時に工事監理者に周知を行い、適正な工事監理を行つよう引き続き指導等を実施しました。 ○県内で建築確認・検査を行っている指定確認検査機関の4機関6事務所及び第三者機関として建築物の構造審査を行っている指定構造計算適合性判定機関の2機関2事務所に立入調査を実施し、安全安心な建築物確保に取り組みました。 ○一定規模以上の建築物について、高度な審査が必要なケースが多いことから、県庁で集約して審査するための班を設置して対応しています。	【成果】 ○建築確認の厳格かつ円滑な審査と完了検査の徹底について、特定行政庁や各機関と連携し、適正な建築確認制度の運用を図ることで、安全で安心な建物づくりの普及に寄与することができました。 【課題】 ○引き続き、特定行政庁や民間の指定確認検査機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を進めね必要があります。 ○木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるよう工事監理者への指導を引き続き行う必要があります。 ○建築確認の厳格かつ円滑な審査と完了検査が今後も行われるために、県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査も引き続き実施する必要があります。	県土整備部 (建築開発課)
	ウ 安全で安心な住まいづくりを支援するため、リフォームに関する助言や市町相談窓口の設置の拡充、住宅性能表示制度等の普及・啓発を行うとともに、不正行為等を行なう建設業者に対して適切な指導・監督を行います。	○引き続き、住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。 ○住宅相談窓口講習会を開催し、リフォームに関する相談窓口担当者のさらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の充実を図ります。	○建設業法令遵守や請負契約の適正化を図るため、建設業者を対象とした立入検査や講習会を実施しました。(立入検査23社、講習会3回) ○住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対する指導・監督の該当はありませんでした。	【成果】 ○計画期間中、住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対する指導・監督の処分はありませんでした。 【課題】 ○法令順守の徹底に向けて、引き続き立入検査や講習会で周知していく必要があります。	県土整備部 (建設業課)
		○住宅相談窓口講習会を開催し、リフォームに関する相談窓口担当者のさらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の充実を図ります。	○一般社団法人住宅リフォーム推進協議会等と連携して住宅相談窓口講習会を開催し、最近の住宅リフォーム関連施策や住宅リフォームの進め方と支援制度等について情報共有を行いました。	【成果】 ○毎年度開催している住宅相談窓口講習会などを通じて、リフォームに関する相談窓口担当者のスキルアップと住宅相談担当者の理解を深めることができました。 【課題】 ○住宅性能表示制度について、県民の認知度が未だ十分でないことから、同制度の普及・啓発を行う必要があります。	県土整備部 (住宅政策課)
		○宅地建物取引に係る関係法令の改正やトラブル等に係る相談があることから、引き続き宅地建物取引業者への立入検査や講習を実施します。	○適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向けた宅地建物取引業者に対する指導・監督として、立入検査や講習を実施しました。(立入検査30回、講習19回)	【成果】 ○関係団体と連携し、宅地建物取引業者等を対象に各種の講習会を行い、法令の改正点について周知しました。また、宅地建物取引業免許の初回更新事務所を対象に、立入調査を実施するなど宅地建物取引業者の指導・監督を行いました。 【課題】 ○初回更新事務所への立入調査では、不備が見受けられた事務所に対し指導を行いましたが、今後とも法令遵守を徹底する必要があります。 ○紛争には至らないまでも、契約上の疑義やその他の民事上の相談等、宅地建物取引業法以外の相談が少なくないことから、消費相談窓口や他の都道府県等と連携を密にしていく必要があります。	県土整備部 (建築開発課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

3 取引の安全の確保

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①「特定商取引法」の厳正な執行	「高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化をはかるため、市町との情報共有をいっそう強化し、「特定商取引法」の改正の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執行を行います。	○引き続き不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか注視し、事業に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行っています。	○不当商取引指導専門員が、消費者・市町からの連絡や消費生活相談の情報をもとに特定商取引法違反事案がないか注視し、事業に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行いました。 令和元年度は134件の面接指導、7件の呼び出し指導を行いました。	【成果】 ○不当商取引指導専門員を活用し、悪質商法対策の充実・強化をはかることができました。 【課題】 ○平成29年の「特定商取引法」改正の趣旨、高齢者等の消費者被害の実態を踏まえ、引き続き同法の厳正な執行を行う必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②適正な消費者取引の確保	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有をはかり、効果的な事業者指導を行います。	○引き続き「東海地域悪質事業者対策会議」において情報交換を行い、合同で事業者指導を行っています。	○「東海地域悪質事業者対策会議」において情報交換を行い、合同で事業者指導を行いました。 会議開催3回 三重県が参加した合同行政指導2件	【成果】 ○構成県や経済産業局と、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報を共有して、業務を進めることができました。 【課題】 ○東海4県の広域連携により、効果的な事業者指導を継続して取り組んでいく必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
ア	「景品表示法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不當に惑わす表示を規制します。	○引き続き不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施するとともに、事業者からの相談にも応じています。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施するとともに、事業者等からの相談に対応しました。 事前相談件数44件、調査件数27件、行政指導件数5件	【成果】 ○「景品表示法」に基づき広告等の表示を適正に行うよう、事業者に対して指導することができました。 【課題】 ○消費者に誤認させるような表示を行わないよう、引き続き景品表示法の厳正な執行に努めていく必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
イ	「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施していきます。	○引き続き「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施していきます。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において得られた情報をもとに、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施しました。 東海4県広告表示等適正化推進会議 2回 三重県食品表示監視協議会 2回	【成果】 ○地域の関係機関の連携により、事業者に対する調査・指導を効果的に行うことができました。 【課題】 ○関係機関の連携を密にして、引き続き表示に関する情報の共有を図っていく必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
ウ	「三重県食品監視指導計画」に基づく取組を実施します。	○「食品表示法」の全面施行にかかる猶予期間内に、移行後の法に則した適正な表示への円滑な移行がされるよう、引き続き重点的に監視指導を行う必要があります。 ○食品表示基準の一部改正により、加工食品の原料原産地表示制度が平成29年9月から施行されたため、猶予期間である令和4年3月末までに新制度に則した適正な表示の切り替えが行われるよう、食品等事業者への周知等の充実が必要です。 ○食品表示の適正化に向け、引き続き「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。また、食品等事業者団体と連携し食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して、全面施行後の「食品表示法」に則した表示への円滑な移行に向けて周知徹底をはかります。	○食品等事業者への監視指導時に、「食品表示法」に基づき、食品表示が適正になされているかについて確認(1,100施設)を行いました。その際に、不適正表示を発見した食品の製造・加工もしくは輸入業者または販売業者に対して改善指導(185施設)を行ふとともに、令和2年3月末の改正「食品表示法」全面施行までの猶予期間内に、適正な表示に移行できるよう指導を行い、改善の完了を確認しました。 ○食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員による巡回指導時に適正な食品表示についての指導を行いました。	【成果】 ○「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視指導時に、「食品表示法」に基づき食品表示が適正になされているかについて確認しました。不適正表示を発見した際は、事業者に対して改善指導を行うとともに、令和2年3月末の改正「食品表示法」全面施行までの猶予期間内に、適正な表示に移行できるよう指導を行いました。 ○食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員による巡回指導時に適正な食品表示について指導を行いました。 【課題】 ○改正「食品表示法」が令和2年4月から全面施行となるため、法に基づく適正な表示がなされるよう、引き続き重点的に監視指導を行なう必要があります。 ○食品表示基準の一部改正により、新たな原料原産地表示制度が平成29年9月施行されたため、猶予期間である令和4年3月末までに新制度に則した適正な表示の切り替えが行われるよう、食品等事業者への周知等の充実が必要です。	医療保健部 (食品安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①商品等の適正な表示の確保	工 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的効能効果を標ぼうする健康食品等を製造または販売する事業者に対して、適正な表示を行うように指導することにより保健衛生上の危害を防止します。	○引き続き、当課及び保健所が連携して監視を行い、不適切な表示があった場合には、適切な表示を行うように指導を行っていきます。	○前年度に引き続き、当課および各保健所が「薬事監視指導要領」に基づき監視を行いました。(違反事例なし)	<p>【成果】 ○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等を製造または販売する事業者に対して、適正な表示を行うように指導を実施し、違反等のあった事業者に対しても必要な措置を講じたことで、県民の健康被害等、保健衛生上の危害の発生を防止することができました。</p> <p>【課題】 ○引き続き、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、インターネット監視の実施等により、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等を製造または販売する事業者に対して、適正な表示を行うように指導を行う必要があります。</p>	医療保健部 (薬務感染症対策課)
	オ 「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに關し、健康の保持増進の効果等について著しく事実に相違する、または著しく人を誤認させるような広告等を指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の機会を妨げない広告等の表示を規制します。	○虚偽誇大表示に関しては、消費者を惑わす巧みな表現を用いた表示のほか、広告媒体の多様化が進んでおり、判断に迷う事例が増加しているため、関係各課との連携を密にし、事業者には規制内容の周知徹底を行います。また、消費者に対しては、表示を確認するよう、引き続き啓発を行います。	○事業者からの虚偽誇大表示の禁止に関する相談や関係者からの通報により違反が疑われる広告に対する指導を行いました。(9件) ○事業者へは適正な表示を、消費者には表示をよく読み適正に選択するよう啓発を行いました。(23回675人)	<p>【成果】 ○食品表示法の施行に伴い、食品表示に係る講習会回数が増えたことから、これらの機会を利用し、事業者に対し、食品として販売されるものに健康の保持増進の効果等をうたうことなどが規制の対象となることを広く啓発できました。また、消費者に対しても相談会を行うなど、啓発を行いました。</p> <p>【課題】 ○虚偽誇大表示に関しては、消費者を惑わす巧みな表現を用いた表示や、広告媒体の多様化が進んだことで判断に迷う表示が増加しているため、関係各課との連携を密にし、引き続き事業者に対する規制内容の周知徹底を行うとともに、違反が疑われる事例には適正な指導を行っていくことが必要です。 ○消費者に対しても、表示に惑わされることのないよう正しい判断ができる力を身に付ける消費者教育が引き続き必要です。</p>	医療保健部 (健康推進課)
	カ 「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が平成27年中に施行されることから、変更点に適切に対応できるよう、引き続き、消費者、食品関連事業者等への周知及び指導を図ります	○「食品表示法」の全面施行にかかる猶予期間内に適正な表示へ移行することに加え、食品表示基準の一部改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等も必要です。これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行いう、「食品表示法」について必要な情報を適切に提供することが必要です。 ○ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等の機会を捉え、「食品表示法」について随時情報を提供します。	○食品等事業者や食品等事業者団体に対し食品表示講習会(194回)を実施し、食品表示制度についての情報提供および周知を行いました。	<p>【成果】 ○「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が令和2年3月末の全面施行までの猶予期間内に適正な表示へ移行できるよう、食品等関連事業者への周知および指導を図りました。</p> <p>【課題】 ○「食品表示法」に基づく適正表示に加え、食品表示基準の一部改正による新たな加工食品の原料原産地表示制度への対応等も必要です。これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行いう、「食品表示法」等の関係法令について、必要な情報を適切に提供することが必要です。</p>	医療保健部 (食品安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
②商品の適正な計量の確保	適正な量目表示が行われるよう、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	○適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	○「計量法」に基づき、計量器等の検定・検査を行うことにより、適正な計量の実施を確保し、もって安全・安心な商取引や消費生活の維持を図っています。令和元年度は、質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、小売店舗・ガソリンスタンド等への立入検査を次のとおり実施しました。 質量計の定期検査 2,401台 燃料油メーター検定 719台 タクシーメーター装置検査 1,433台 (小売店舗)量目検査 30店舗 ガソリンスタンド立入検査 187店舗	【成果】 ○計画期間において、質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、小売店舗・ガソリンスタンド等への立入検査を実施しました。 【課題】 ○今後も、適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	雇用経済部 (計量検定所)
③商品・サービスの適正な表示の推進	表示は消費者が商品・サービスを購入する際の合理的な選択のもとなる情報であることから、適正な表示が行われるように事業者に対し啓発を行います。	○適切な表示が行われるよう、引き続き啓発を行う必要があります。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施しました。 事前相談件数44件、調査件数27件、行政指導件数5件 ○食品関連事業者を対象に開催された研修会や指定自動車教習所対象の研修会において、表示に関する啓発を行いました(2回)	【成果】 ○表示が、消費者が選択するうえで重要な基礎的情報であることについて、事業者の理解を深めもらうことができました。 【課題】 ○景品表示法に則った適正な表示が行われるよう、事業者に対し継続的に啓発を行っていく必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27~R1)における取組の成果と課題

第1項 消費者の安全・安心の確保

5 生活関連物資の安定供給

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27~R1)における取組の成果と課題	所管部課
①生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定	生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定をはかるため、必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。	○日常生活に支障を來すため対応の必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。	○新型コロナウイルス感染症の影響により、トイレットペーパーやマスク等の衛生用品が不足したため、県民の生活が混乱しないよう、ホームページ等を活用し、国等が公表している情報の迅速な提供に努めるとともに、市町や「みえ・くらしのネットワーク」会員、消費者啓発地域リーダー等の関係機関に情報提供を行いました。また、消費者に対して、デマに惑わされない安心して落ち着いた消費行動を取るよう情報発信を行いました。	【成果】 ○計画期間の最終年において、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にマスク等が不足する事案が発生したため、県消費生活センターの関係機関・団体等に迅速に情報提供を行いました。 【課題】 ○情報提供手段について、ホームページや関係機関への周知に限られていることから、より効果的な周知方法について検討する必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②生活関連商品の円滑な供給	社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。	○事業者による生活関連商品の買い占め又は売り惜しみが生じたときは、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。	○新型コロナウイルス感染症の影響により、トイレットペーパーやマスク等の衛生用品が不足したため、県民の生活が混乱しないよう、ホームページ等を活用し、国等が公表している情報の迅速な提供に努めるとともに、市町や「みえ・くらしのネットワーク」会員、消費者啓発地域リーダー等の関係機関に情報提供を行いました。また、消費者に対して、デマに惑わされない安心して落ち着いた消費行動を取るよう情報発信を行いました。	【成果】 ○計画期間の最終年において、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にマスク等が不足する事案が発生したため、県消費生活センターの関係機関・団体等に迅速に情報提供を行いました。 【課題】 ○情報提供手段について、ホームページや関係機関への周知に限られていることから、より効果的な周知方法について検討する必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

1 ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施	「消費者教育推進法」第3条第3項には「消費者教育は、児童期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施し、消費と社会の関係を意識し、自主的かつ合理的な消費行動を行うことができるよう取り組んでいきます。」と規定されています。このため、三重県においても、消費者庁の示した各段階における「消費者市民社会の構築に向けて消費者が身につけたい力」をまとめた「イメージマップ」を活用し、体系的に取り組んでいくこととします。	<p>○今後も各世代のニーズに合わせ、成人全般を対象とする講演会、高齢者を中心とする消費生活出前講座、成年年齢引下げを見据え高校生を中心とする青少年消費生活講座等を実施し、消費と社会の関係を意識し、自主的かつ合理的な消費行動を行うことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>○学習指導要領に基づき、消費者教育が適切に実施されるよう、引き続き、市町等教育委員会等と連携し、各校の取組を支援していきます。</p>	<p>○成人全般を対象とする講演会・シンポジウム、高齢者を中心とする消費生活出前講座、高校生を中心とする青少年消費生活講座等を実施し、「消費と社会の関係を意識し、自主的かつ合理的な消費行動を行うことができるよう取り組みました。」</p> <p>○消費者月間記念講演会 1回 消費生活出前講座 26回 (小中学校出前講座含む) 青少年消費生活講座 16回 出前トータル 5回 外国人住民等研修会 4回</p>	<p>【成果】 ○消費生活出前講座の参加者へのアンケートの結果、「消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないとするために必要な知識が得られたとする人の割合」は96.2% (H27) から98.5% (R1) に上昇しました。</p> <p>【課題】 ○消費者月間記念講演会以外は、学校又は団体等からの要請に基づき実施することから、実施回数を増やすためには、本事業の認知度を上げる必要があります。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、講座の要請数の減少が考えられるため、新しい生活様式に適応した実施方法等を検討する必要があります。</p>	環境生活部 (くらし・交通 安全課)
		○県立高等学校では、総合的な学習の時間や特別活動等において、社会で役立つ内容を学ぶ教育として「消費者教育」をはじめとする各種の実務教育に取り組みます。 ○特に、家庭科の科目においては、公民科や商業科と連携しながら消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるよう取り組みます。 ○持続可能な社会の実現をめざした消費行動や成年年齢引下げを踏まえ、契約的重要性について理解が深まるよう取り組みます。	<p>○県立高等学校では、総合的な学習(探究)の時間や特別活動等において、社会で役立つ内容を学ぶ教育として「消費者教育」をはじめとする各種の実務教育に取り組みました。 ○特に、家庭科においては、公民科や商業科と連携しながら消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるよう取り組みました。 ○持続可能な社会の実現をめざした消費行動や成年年齢引下げを踏まえ、契約的重要性について理解が深まるよう取り組みました。</p>	<p>【成果】 ○消費者庁作成の「社会への扉」の教材を活用した県立高等学校が、令和元年度に63課程になりました。</p> <p>【課題】 ○令和2年度入学生が在学中の令和4年4月から成年年齢が18歳に引き上げられるため、契約に関して、関係機関と連携しながら、消費者教育の一層の充実を図る必要があります。また、関係4省庁(消費者庁、文科省、法務省、金融庁)によるアクションプログラムでは、令和2年度までに、「社会への扉」を活用した授業を全高校で実施するとしていることから、全課程(67課程)で実施できるように取り組む必要があります。</p>	教育委員会 事務局 (小中学校教 育課)
		○特別支援学校では、金銭管理に課題がある児童生徒が少なくないことから、引き続き、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育の取組を進めています。 ○特に、高等部の生徒については、卒業生を招き、社会人生の体験談講座を開催します。また、社会に参画する準備段階として、金銭管理の学習を中心とした消費者教育に取り組んでいます。	<p>○県立特別支援学校では、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育の取組を実施しました。小中学校部では、「物を買う簡単な仕組み」を買い物学習等の機会を通して学びました。 ○高等部では、卒業後の生活をイメージし、自立した社会生活を送れるよう外部講師に依頼し、クレジットカードの使い方や年金の仕組み等を学習するなど金銭管理を中心とした消費者教育に取り組みました。</p>	<p>【成果】 ○小中学校部では、地域や家庭と連携した買い物学習に取り組み、高等部では、職業教育を通じて給料の内容や生活費について学ぶなど児童生徒の発達段階に応じた消費者教育に対する意識を高める取組を実施しました。</p> <p>【課題】 ○金銭管理の定着に向けて、自立した社会生活が送れるよう引き続き消費者教育に取り組む必要があります。</p>	教育委員会 事務局 (特別支援教 育課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

2 消費者の特性・場の特性に応じた教育

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①学校教育等での消費者教育の推進	ア 幼児期における消費者教育の推進 幼児期は、家族や身の回りの物事に初めて関心を持ち、それを取り入れていく基本的な時期です。約束やきまりを守り、欲しいものがあつても、時には我慢することを学ぶことが重要です。	○今後も、子どもたちがお金に関する必要知識を習得し、お金に対し主体的な行動ができるよう、関係機関と連携し事業を実施していきます。	○県立大型児童館「みえこどもの城」において、「おやこで体験！かしこいお金のつかいかた」を実施しました。(10月5日～11月10日) ・イベント期間中「お金セミナー」1回 実施 ・オープニングイベント 「お金に関するクイズ大会」1回 実施	【成果】 ○A型大型児童館のみえこどもの城は、広域の児童を対象とし、県内の小型児童館や児童センターの指導および連絡・調整などの役割を果たす中枢的な機能をもっています。本事業の実施により、遊びを通した金融教育の実施についての県内児童館への波及効果も期待できます。 【課題】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の講座やイベント等への出展について、新しい生活様式に適応した実施方法等を検討する必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)ほか
	イ 小学校期における消費者教育の推進 小学校期においては、1・2学年の生活科、3・4学年の社会科や、5・6学年の社会科、家庭科などで、身近な消費生活と環境、また、物や金銭の大切さについて学びます。 1・2年生では、自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かるための学習を行います。 3・4年生では、身近な生活における消費と環境の学習を通して、生産・販売に関する基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、物や金銭の使い方への関心やその大切さ、また、環境に配慮することの大切さについて学びます。そのうえで「これは本当に自分にとって必要なものなのか」考えてみる姿勢など、身近な消費生活や生活環境をよりしようと工夫する能力と実践的な態度を身に付けることを目標としていきます。また、併せて外国とのかかわりにも気づくことができるよう配慮しながら、学習を進めます。 また、5・6年生では、3・4年生での基礎的知識を発展させ、具体的な事例を取り上げたり、統計や各種の資料などを活用したりしながら、産業と国民生活との関連についても理解できるようにしていきます。 三重県では、このような学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう、市町教育委員会の指導主事と連携し、会議などの場で趣旨・内容の周知徹底を図っています。	○小学校期の消費者教育については、小学校学習指導要領に基づき適切に実施されるよう、引き続き、市町教育委員会と連携し、各校の取組を支援していきます。また、学習指導要領の確実な実施にむけ、会議等での説明や、教員を対象としたインターネットを活用した研修(ネットDE研修)の実施により、趣旨及び内容の周知徹底を図り、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組んでいます。	○小学校期の消費者教育は、小学校学習指導要領の生活科、社会科及び家庭科において指導内容として示されています。教育委員会では、学習指導要領の確実な実施に向け、会議等での説明や、教員を対象としたインターネットを活用した研修(ネットDE研修)の実施により、趣旨及び内容の周知徹底を図り、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組みました。	【成果】 ○学習指導要領の趣旨について周知を図ることで、各学校において、租税教室やクーリングオフの学習等が実施されました。 【課題】 ○学習指導要領に基づき、消費者教育が適切に実施されるよう、引き続き、市町等教育委員会等と連携し、各校の取組を支援していきます。	教育委員会 事務局 (小中学校教育課)

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

2 消費者の特性・場の特性に応じた教育

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
ウ	中学校期における消費者教育の推進 中学校期においては、社会科において、金融の仕組みや動き、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を学ぶほか、技術・家庭科においては、消費者の基本的な権利や責任や、環境に配慮した消費生活などどのようなものかについて学びます。 具体的には、商品を購入することは、選ぶ権利であるとともに責任を伴うことなどについて理解できるようにすること、消費生活センター等の各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ、消費者としての自覚を高めるようにすること、悪質商法やインターネットトラブルに関する知識を身に付け、自立した消費者になることを目標としています。 特に中学校期はスマートフォン等の情報通信機器やインターネットなどのデジタルコンテンツに、深い知識のない状況で入り込みやすい時期でもあります。このため、三重県では、専門教科以外の教員もデジタルコンテンツ等の基本的な知識が得られる教材の開発や、e-ラーニングなど教員の学習環境の場の確保と人材育成に取り組みます。	○中学校期の消費者教育については、中学校学習指導要領に基づき適切に実施されるよう、引き続き、市町等教育委員会と連携し、各校の取組を支援していきます。また、学習指導要領の確実な実施にむけ、会議等での説明や、教員を対象としたインターネットを活用した研修(ネットDE研修)の実施により、趣旨及び内容の周知徹底を図り、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう、引き続き取り組んでいきます。	○中学校期の消費者教育は、中学校学習指導要領の社会科及び技術・家庭科において指導内容として示されています。教育委員会では、学習指導要領の確実な実施に向け、会議等での説明や、教員を対象としたインターネットを活用した研修(ネットDE研修)の実施により、趣旨及び内容の周知徹底を図り、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組みました。	【成果】 ○学習指導要領の趣旨について周知を図ることで、社会科や家庭科において保険の学習や食品表示の見方等の授業が実施されました。 【課題】 ○学習指導要領に基づき、消費者教育が適切に実施されるよう、引き続き、市町等教育委員会等と連携し、各校の取組を支援していきます。	教育委員会事務局(小中学校教育課)
①学校教育等での消費者教育の推進	エ 高等学校期における消費者教育の推進 高等学校期においては、家庭科等において、消費行動における意思決定の過程とその重要性や、消費者信用及びそれらをめぐる問題や、消費者市民社会について理解を深めます。 具体的には、お金の管理と計画的使用的必要性、売買契約を締結する際の契約の効果、契約解消の方法、問題となる販売方法による消費者トラブルの事例や救済の仕組みなどについて正しい知識を身に付けること、また、フェアトレードや持続可能な消費に関する知識を身に付け、消費者市民社会の形成に寄与できるよになることを目標としています。 高等学校期は、義務教育期を終え、生徒個人が経済社会の中に入っていく最初の時期とも言えます。そこで、契約トラブルの実例や消費者被害の状況等から、契約に関する基本的な知識の習得や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの意義などについて理解し、社会において主体的に判断し、行動できる能力を養うことが重要です。 そこで、三重県では、社会人講師等の外部専門家の協力を得ながら、各種の実務教育を実施していきます。	○県立高等学校では、総合的な学習の時間や特別活動等において、社会で役立つ内容を学ぶ教育として、「消費者教育」をはじめとする各種の実務教育に取り組みます。また、公民科、家庭科、商業科においては、各教科の目標に即した「消費者教育」に取り組みます。 ○成年年齢引下げを踏まえ、家庭科等において、契約の重要性についての理解が深まるよう、「社会への扉」等の教材の積極的な活用を推進します。	○県立高等学校では、総合的な学習(探究)の時間や特別活動等において、社会で役立つ内容を学ぶ教育として、「消費者教育」をはじめとする各種の実務教育に取り組みました。また、公民科、家庭科、商業科においては、各教科の目標に即した「消費者教育」に取り組みました。 ○成年年齢引下げを踏まえ、家庭科等において、契約の重要性についての理解が深まるよう、「社会への扉」等の教材の積極的な活用を推進しました。	【成果】 ○消費者庁作成の「社会への扉」の教材を活用した県立高等学校が、令和元年度に63課程になりました。 【課題】 ○令和2年度入学生が在学中の令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、契約に関する消費者教育の充実等に向けて留意する必要があります。また、関係4省庁(消費者庁、文科省、法務省、金融庁)によるアクションプログラムでは、令和2年度までに、「社会への扉」を活用した授業を全高校で実施するとしていることから、全課程(67課程)で実施できるように取り組む必要があります。	教育委員会事務局(高校教育課)

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

2 消費者の特性・場の特性に応じた教育

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①学校教育等での消費者教育の推進	オ 特別支援学校における消費者教育の推進 特別支援学校では、ア～エの取組に準じた学習を行うとともに、特にこれから社会に巣立つ高等部の生徒に対しては、消費者トラブルに遭わないための基本的な知識が得られるよう、消費者教育に取り組むことが必要です。 また、保護者や支援者に対しても、見守り体制の強化に向けて、啓発を行います。	○消費者トラブルに遭わないための基本的な知識が得られるよう、具体的な活動を通じた取組を行っています。特に特別支援学校では、金銭管理に課題がある児童生徒が少なくないことから、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育の取組を進めています。	○特別支援学校では、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、消費者教育に取り組みました。小学部や中学部では、実際に買い物学習し、お金を払って物を買う経験を積みました。高等部では、卒業後消費者トラブルに遭わないためにクレジットカードの使い方等の学習に取り組みました。	【成果】 ○小学部や中学部では、実際に金銭を使用して買い物学習をする中で、物と金銭のやり取りについて学びました。高等部では、自立した生活を送るために金銭管理について学習しました。 【課題】 ○金銭管理の学習が定着しておらず、限られた予算で好きなものを買いつぎてしまったケースがあったことから、引き続き消費者教育に取り組む必要があります。	教育委員会事務局(特別支援教育課)
	カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 成年と未成年人が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することをふまえ、大学等と積極的に連携し、消費者教育に取り組むことが必要です。 三重県では、大学と連携・協働し、消費者教育に関する検討を行い、啓発を行います。	○引き続き大学等における青少年消費生活講座を実施する他、大学祭への出展などの啓発活動を行っていきます。	○大学等において、青少年消費生活講座を実施しました。(2校) ○大学のゼミの生徒訪問を受け入れ、消費生活センターの役割、業務の概要及び相談状況等について説明しました。 ○大学祭にブースを出し、上記ゼミの生徒が描いた消費生活に関する風刺画を展示しました。	【成果】 ○これまで、大学等への消費者啓発は、青少年消費生活講座のみでしたが、大学祭という形で開催を持つことができました。大学祭には、当該大学の生徒のみならず、近隣の中高生もたくさん見学に来ることから、若年者を対象とした啓発として効果が期待できます。 【課題】 ○今後も大学祭への出展の増加など、県内大学等との連携について検討していく必要があります。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、外部の者の入場制限等も考えられることから、さまざまな啓発手法を検討する必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
②地域社会での消費者教育の推進	ア 高齢者・障がい者に対する消費者教育の推進 啓発活動の一環として、地域で開催される消費者展等に参加し、啓発を行います。また、各地域において、消費生活に関する出前講座等を実施します。 高齢者や障がい者は、人に会う機会や情報を得る機会が少なくなることが多く、そのことに伴って契約トラブルに巻き込まれることも多々あるため、民生委員・児童委員・地域包括支援センターなどの福祉サービス関係者による情報提供を行います。	○地域の自治会・公民館・老人会などで出前講座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みます。 ○特別支援学校高等部や障がい者就労施設への講座などを通じ、障害者等の社会的弱者が消費トラブルに遭わないよう取り組んでいきます。	○地域の自治会・公民館・老人会などへの出前講座の実施や特別支援学校高等部への講座などを通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者がトラブルに遭わないよう取り組みました。また、地域で開催された消費者展や各種イベントに出展し啓発を行いました。 消費生活出前講座 26回 (小中学校出前講座含む) 青少年消費生活講座 16回 (内、特別支援学校 2回) 出前トーク 5回 外国人住民等研修会 4回 コーブみえ「商品・くらしの交流会」8会場 四日市消費者協会「消費者のつどい」 鈴鹿市就労マルシェに出展 等	【成果】 ○障がい者就労施設等からの優先調達を活用することで、障がい者施設の関係者と繋がりができ、障がい者の就職に関する各種相談説明会に出演することができました。 【課題】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の講座やイベントについて、新しい生活様式に適応した実施方法等を検討する必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
	イ 外国人に対する消費者教育の推進 県内に住む外国人住民の消費者トラブルを未然に防止するため、県内の外国人住民(主にブラジル、ペルー、ボリビア、フィリピン、中国など)を対象として、外国人住民が消費生活に困る問題を深めることができるような消費者生活啓発パンフレットを作成し、配布・周知を行います。	○県内の外国人住民は中長期にわたって在留する割合が高く、さまざまな生活場面で新たな課題が始めています。 ○外国人住民が安心して地域社会の一員として活躍することができるよう、外国人住民の消費者被害防止のため研修会を引き続き実施します。	○外国人住民が消費生活に関する知識を深めるため、外国人住民等を主な対象とした研修会(4回、94人参加)を開催しました。 研修会では、参加者の母語に対応した通訳者を配置し、参加者の年齢やニーズに配慮した内容にすることで、より理解が深まるよう取り組みました。	【成果】 ○いずれの会場でも熱心に参加していただき、研修理解度も100%となりました。 ○外国人住民の支援を行うキーパーソンとなる方々にも研修に参加していただけたので、研修会の内容を広めていただける機会となりました。 【課題】 ○外国语による消費生活に関する情報発信が非常に少ないため、外国人住民は常に情報不足の状態に置かれています。消費生活に関して相談できる窓口が県や市町にあることも知らない外国人住民が多いため、啓発と周知を継続して行う必要があります。 ○研修会参加者の理解度や満足度は非常に高い一方で、参加者を集めることに毎回苦労しています。まとまった時間を取る研修会にこだわらず、柔軟な形式で行うことも考える必要があります。	環境生活部(ダイバーシティ社会推進課)

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

2 消費者の特性・場の特性に応じた教育

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
③家庭での消費者教育の推進	<p>家庭においては、子どもに対して、親をはじめとした保護者が小遣いの与え方を考え、買い物者会・PTA等の場での消費生活出前講座等を実施しています。</p> <p>三重県では、家庭でのこのような消費者教育を支援するため、公民館や図書館などの社会教育施設や学校における保護者会・PTA等への啓発、情報提供等を実施します。</p>	<p>○学校と連携し、演劇講座への保護者の参加や、保護者会・PTA等の場での消費生活出前講座等を実施しています。</p> <p>○各学校におけるスマートフォンの適切な使用に向けた児童生徒の主体的な取組の中から好事例を集め、研修会を通じて紹介して広く県内に普及します。また、児童生徒がトラブルに巻き込まれないための取組を推進するため、実態調査の結果を踏まえ、「インターネットトラブル対応事例集」(追補版)を作成し、研修会でその内容や活用法の周知に努め、教職員の指導力の向上を図ります。さらに、児童生徒のネット利用に関する知識や態度を育成する「みえネットスキルアップサポート」や、保護者に対して、インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等を周知・啓発する「ネット啓発講座」を教職員が実施できるよう、実施資料として県教育委員会のホームページに掲載し、その活用方法については、研修会を通じて生徒指導担当者等に周知し、全県的な取組につなげていきます。</p>	<p>○小学生、中学生を対象とした出前演劇講座を開催し、学校によっては一部保護者にも聴講を促すとともに、持ち帰って家族と話し合う機会を設けることができるよう、チラシを配布しました。 小学校3校、中学校7校</p> <p>○保護者向け啓発教材(「ネットトラブルから子どもたちを守るために」と児童生徒向け指導資料(「みえネットスキルアップサポート」))を県教育委員会のホームページに掲載し、その活用法については、生徒指導担当者が集まる研修会等で周知しました。</p> <p>・保護者向け啓発教材(「ネットトラブルから子どもたちを守るために」)を活用した学校 小学校4.6%(348校中16校) 中学校2.0%(151校中3校) ・児童生徒向け指導資料(「みえネットスキルアップサポート」)を活用した学校 小学校10.9%(348校中38校) 中学校6.0%(151校中9校)</p> <p>○児童生徒がインターネット上に書き込んだ問題のある書き込み等について、専門業者に委託しネットバトロールを行った結果、921件の書き込みが検知されました。そのうちの17件が、個人が特定される等、リスクレベルが高い書き込みでした。</p>	<p>【成果】 ○中学校に関しては、県内の高校演劇部がストーリーを考え実演することで、ピアソーターとして若年者への消費者啓発を実施することができました。</p> <p>【課題】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式に適応した実施方法等を検討する必要があります。</p>	環境生活部(くらし・交通安全課)
④事業者の消費者教育の推進	<p>事業者は、消費者の声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に活かすことが、企業の発展に不可欠なものとなっています。現在はさらに公正かつ続可能な社会の形成に積極的に参画できるような商品やサービスを開発、提供することが求められています。</p> <p>また、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。</p> <p>そこで、事業者は従業者に対し、若年層については契約に関するルールや、生活設計管理など社会人としての基礎知識を身につかせ、中高年層に対しては、高齢者が巻き込まれやすい消費トラブルや退職後の生活設計情報などの従業員教育を実施することが必要です。</p> <p>このように、企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)の観点からも有意義です。</p> <p>三重県においても、各企業のお客様サービス窓口担当者等との情報交換を積極的に行ななど、企業における消費者教育を支援していきます。</p>	<p>○引き続き事業者団体との懇談会や情報交換会において、消費者の声に真摯に対応することが、企業価値の向上、発展のために必要であることを伝えていきます。</p> <p>○従業員に対する消費者教育の取組について理解してもらうよう働きかけるとともに、研修などへの出前講座の利用を促進します。</p>	<p>○事業者団体との懇談会や情報交換会において、消費者トラブルの防止や消費者を重視した事業活動「消費者志向経営」について情報提供を行いました。</p> <p>○従業員に対する消費者教育の取組について理解してもらうよう働きかけるとともに研修などへの出前講座の活用を呼びかけました。</p>	<p>【成果】 ○毎年度開催される事業者団体との懇談会等を通じて、消費者トラブル防止や「消費者志向経営」について情報提供することで、事業者の理解の促進に努めました。</p> <p>【課題】 ○「消費者志向経営」について一層の周知を図るとともに、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、SDGsにおける消費者施策に関連した取組について、事業者の理解の促進を図る必要があります。</p>	教育委員会事務局(生徒指導課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

3 多様な主体間との連携

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
多様な主体間との連携	<p>地方公共団体は、「消費者教育推進法」第3条の基本理念にのっとり、関係機関との連携・協働のうちに、消費者教育推進の施策を実施することが義務とされています。県は、国との適切な役割分担をふまえて、地域特性に応じた手法や内容により、関係機関と緊密に連携しながら消費者教育を行う必要があります。三重県では、事業者団体、消費者団体、市町等と連携し、製品等の安全性、公正な商取引、環境保全、情報通信、知的財産権、個人情報など消費生活に関する主な対象領域をテーマにした講座や研修会を実施します。また、県内全域における消費者教育の水準を向上させるため、市の取組を支援します。</p> <p>加えて、事業者等への指導・啓発活動を通じて、適正な経済活動につなげることにより、消費者市民社会の推進を図ります。さらに、事業者のお客様相談窓口等と情報交換を図るなど、事業者と消費者がより近い関係を構築できる取組を検討します。</p> <p>その他、消費者が主役となる社会の実現のため、県民、消費者団体、NPO、福祉関係者、弁護士会・司法書士会等の専門機関など、様々な団体と連携、協働することにより、効果的な消費者教育の実施に努めます。</p>	<p>○引き続き「みえ・くらしのネットワーク」を活用して、情報交換を行います。また、「みえ・くらしのネットワーク」会員の消費者団体が様々な情報を得ることができるように、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図っていきます。</p>	<p>○事業者・消費者・行政機関などで組織する「みえ・くらしのネットワーク」において、各団体の活動報告等を行うなど、情報交換を行いました。</p> <p>○「みえ・くらしのネットワーク」会員の消費者団体が様々な情報を得ることができるように、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図りました。</p> <p>○また、「みえ・くらしのネットワーク」各会員のそれぞれのイベント情報や周知したい情報を、事務局をとおしていつでも情報交換・共有ができるようにしました。</p> <p>○事業者の主体的な取組として、事業者訪問を受付け、特定商取引法に基づく指導等を行った他、景品表示法に関する事前相談を実施するとともに食品関連事業者を対象に開催された研修会や指定自動車教習所対象の研修会において、表示に関する啓発を行いました。</p>	<p>【成果】</p> <p>○「みえ・くらしのネットワーク」に消費者団体1団体の加入がありました。</p> <p>○事業者訪問等を活用し、情報提供を行うことで、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に努めました。</p> <p>【課題】</p> <p>○消費者団体の中には、活動を休止、解散する団体もあることから、「みえ・くらしのネットワーク」の活動の推進等を通じて、消費者団体の活動を支援していく必要があります。</p> <p>○引き続き事業者への指導・啓発を実施するとともに、「消費者志向経営」の周知や従業員への消費者教育の実施等について、事業者の取組を支援する必要があります。</p>	環境生活部 (くらし・交通 安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

4 環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①環境教育との連携	<p>環境教育は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づいて推進されていますが、持続可能な開発のための教育(ESD)の視点を取り入れた環境教育の実践が重要となっており、環境に対する知識や考え方のほか、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性など、自ら考え、自ら行動する人づくりを推進しています。消費生活の足場ともいえる環境保全や、そのために行われる環境教育は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育との関わりが深いことから、三重県では、「もったいない」という考え方のもと、県立学校では環境マネジメントを使ったPDCAサイクルを構築し、自発的・主体的な活動を行うことを通じて環境教育を進めます。また、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で特に「学校環境デー(6月5日)」を中心として子どもたちに地域の実情に応じて工夫した取り組みを行っています。今後もこのような取組を充実・発展させ環境教育を強化していきます。</p> <p>また、一般消費者においても、エコドライブの推進、レジ袋の有料化、グリーン購入の啓発キャンペーンなどを通じ、環境に配慮した暮らしを推進することにより、消費者市民社会の形成に努めます。</p>	<p>○引き続き、企業連携によるエコ通勤の取組を支援します。○自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排出量の少ない路線バスによる通勤への転換を促すため、今後とも、エコ通勤の取組を進めています。</p> <p>○東海三県一市の行政・団体・事業者の広域連携により、県民や企業に対する啓発キャンペーンを引き続き実施し、グリーン購入の普及と定着を図ります。</p> <p>○今後とも、県内の学校、地域団体、市町等の要望により、地域に出向いて講座を実施するとともに、県民向け環境講座などの開催により、環境教育・環境学習の機会を積極的に提供していきます。</p> <p>○引き続き、企業、学校、行政が連携し、子どもたちの家庭における省エネルギー活動を促進する取組を行っていきます。</p>	<p>○企業連携によるエコ通勤の取組を支援しました。</p> <p>○県内路線バス事業者の協力のもと、公益社団法人三重県バス協会と連携して、毎週水曜日に「みえエコ通勤デー」の取組を実施しました。</p> <p>○グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市の広域連携で事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを展開しました。(キャンペーン:令和2(2020)年1月10日からの1ヶ月間実施、参加店舗三重県内772店舗)</p> <p>○地球温暖化対策への取組について、県民の理解を深めるとともに、自主的な地球温暖化防止行動を促進するため、出前講座やイベント開催等県民に普及啓発を実施しました。</p> <p>○環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「キッズISO14000プログラム」に企業、学校、行政が連携して、取り組みました。</p>	<p>【成果】</p> <p>○エコ通勤の取組として、「みえエコ通勤バス(エコバ)」を利用しての路線バスでの通勤することの普及をすすめており、令和元年度末には492名がエコバを取得しています。</p> <p>○計画期間中に、延べ71校、2,614名の児童が「キッズISO14000プログラム」に取り組みました。</p> <p>○東海三県一市の啓発キャンペーンにより、アンケート回答者の中では、8割以上の人人が詰め替え商品の選択やエコバッグの持参を実践しているとの回答がありました。</p> <p>【課題】</p> <p>○「みえエコ通勤バス(エコバ)」のさらなる普及に取り組んでいきます。</p> <p>○「キッズISO14000プログラム」に取り組む小学校数を増加させることが課題です。</p> <p>○グリーン購入の普及と啓発を図るため、東海三県一市の啓発キャンペーンの取り組みをより進めていく必要があります。</p>	環境生活部 (地球温暖化対策課)
		(幼・小中学校)	(幼・小中学校)	<p>【成果】</p> <p>○県内の小中学校で、引き続き、「学校環境デー(6月5日)」を中心として、学校・園、地域等の実情に応じた取組を図ります。また、小中学校については、新学習指導要領に基づき、消費者教育が適切に実施されるよう、市町等教育委員会と連携して取り組んでいます。</p>	教育委員会事務局 (小中学校教育課)
		○県立高等学校全体としては、地域の環境活動を学校環境デー(6月5日)を中心に学校の取組として行うとともに、簡易な「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環境保全活動に取り組みます。また、四日市農芸高等学校では、ISO14001認証の維持継続に努めます。	○県立高等学校では、学校環境デーの取組として、各校が工夫を凝らした取組を積極的にすすめました。	<p>【成果】</p> <p>○地域の環境活動を学校環境デーを中心に学校の取組として行うとともに、簡易な「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環境保全活動に取り組みました。「環境保全活動に取り組んでいる高等学校の割合」と「家庭・地域・企業等と連携して、環境教育を推進している高等学校の割合」が、平成27年度はそれぞれ74.1%、84.5%でしたが、年々割合は上昇し、令和元年度はいずれも97.0%となりました。</p> <p>【課題】</p> <p>○すべての県立高等学校において、環境保全活動への取組が行われ、家庭・地域・企業等と連携して、環境教育が推進されるよう、今後も、学校へ積極的な働きかけを進めていく必要があります。</p>	教育委員会事務局 (高校教育課)
		○特別支援学校では、知識だけでなく具体的な活動を通して学習することが効果的であることから、環境に配慮した暮らしについて、空き缶や牛乳パックの収集等のリサイクル活動やゴミの分別等の取組を実施し、環境教育の強化を図っています。	○特別支援学校では、「学校環境デー(6月5日)」をはじめ、様々な学習場面において、学校の実情及び児童生徒の発達段階に応じた取組を実施しました。学校周辺のゴミ拾いやゴミの分別、空き缶や牛乳パックの収集等のリサイクル活動、花の栽培に取り組み、環境に配慮した暮らしについて推進しました。	<p>【成果】</p> <p>○空き缶や牛乳パックの収集等のリサイクル活動やゴミの分別、節水・節電の学習に取り組むことで、環境に配慮した暮らしについての意識が高まりました。</p> <p>【課題】</p> <p>○節水・節電の意識が定着しておらず、児童生徒が水や電気を使いすぎることがあることから、進んで節水・節電を意識した行動ができるよう保護者と連携した環境教育に取り組む必要があります。</p>	教育委員会事務局 (特別支援教育課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

4 環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
		<p>○環境部局とも連携し、引き続き食品ロスの啓発に取り組んでいます。</p> <p>○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、市町や飲食店等と連携して取り組みます。</p> <p>○食品ロス削減に向けた食品の有効活用に向けて、食品関連事業者、フードバンク団体、社会福祉協議会等を対象としたセミナーを実施し、フードバンク団体や企業の取組状況の紹介や各団体同士のマッチングの場を提供します。</p> <p>○食品廃棄物細組成分析調査業務を実施し、県内市町における家庭系および事業系食品ロスの発生状況を把握したうえで、食品ロス削減に関する取組方針を検討します。</p> <p>○自主的かつ合理的な消費活動の促進を図るために、「第3次三重県食育推進計画」に基づき、府内関係課および市町等と連携しながら食育の取組を推進していく必要があります。</p> <p>○地産地消を通じて、県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物等を自ら選び取るための知識を得ることは、消費者教育として重要です。このため、生産者や食品関係事業者と連携しながら、「みえ地物一番」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」などの取組を通じて、消費者への情報発信や普及啓発を行います。</p> <p>○学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するため、地域食材を活用した給食用加工品の検討・開発、栄養教諭が活用できる普及啓発資料の作成に取り組みます。</p> <p>○引き続き、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を開催し、子どもたち自身が食生活への関心を高め、食の自立を図る取組を推進します。</p> <p>○食に関する指導の全体計画は、県内のすべての公立小中学校で作成されました。各校で組織的・計画的に実施するため、食育推進組織の設置を働きかけます。</p> <p>○引き続き、学校における食育の推進のための手引書である「食で育む、元気なみえの子～基礎編・実践編～（作成：三重県教育委員会）」を活用し、計画に基づく体制づくりや指導内容の充実を図ります。</p> <p>○学校給食への地場産物の活用割合をさらに高めるため、引き続き「みえ地物一番給食の日」を実施します。</p>	<p>○エシカル消費の取組の一つとして、食品ロスの削減を始めとする持続可能な社会の実現に向けての国の取組をホームページにおいて紹介しました。</p> <p>○エシカル消費に関するパンフレットを作成しました。</p> <p>○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、市町と連携し、12月から1月の忘年会・新年会シーズンにおいて宴会時の食べきりを呼びかける等の啓発を実施しました。また、県内の飲食店等に食品ロス削減の啓発活動や食べきった場合の特典付与等にご協力いただくキャンペーンを実施しました。</p> <p>○食品ロス削減に向けた食品の有効活用を促進するため、食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉協議会等を対象としたワークショップを令和元年10月に実施し、フードバンク活動団体や社会福祉協議会等の取組状況の紹介や各団体同士のマッチングの場を提供しました。</p> <p>○食品廃棄物細組成分析調査業務を実施し、県内市町における家庭系食品ロスの発生状況等の把握を行いました。</p> <p>○「第3次三重県食育推進計画」に基づく食育を効果的に推進するために、市町を対象とした三重県地域食育推進連絡会議（1回）、担当課を対象とした三重県食育推進連絡会議（2回）を開催し、連携強化を図りました。</p> <p>○県内量販店が実施する「みえ地物一番」キャンペーンを支援するとともに、商品メーカー、県立高校、給食事業者の連携による地産地消メニューの開発、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」のPR（12回）やプレゼントキャンペーン等を実施しました。</p> <p>○教育委員会や栄養教諭、食品関係事業者などを構成員とする地場産品導入促進検討会（3回）の開催、栄養教諭が授業で活用できる地場産物「さといも」に関する普及啓発資料を作成しました。</p> <p>○子どもたちが自らの食生活に关心を持ち、望ましい食習慣を身につけることを目的として「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を開催しました。</p> <p>○各学校で子どもたちが計画的に食を学ぶことができるよう、食に関する指導の全体計画の策定を推進するとともに、学校における食育の推進のための手引書である「食で育む、元気なみえの子～基礎編・実践編～（作成：三重県教育委員会）」を活用し、計画に基づく体制づくりや指導内容の充実を図りました。また、文部科学省の「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」の活用を促しました。</p> <p>○学校給食への地場産物の活用割合をさらに高めるため、「みえ地物一番給食の日」を実施しました。</p>	<p>【成果】</p> <p>○パンフレットを作成したことと、各種イベント等においてエシカル消費や食品ロスについて啓発することができました。</p> <p>【課題】</p> <p>○引き続き食品ロス削減推進業務の担当課と連携し、消費者及び事業者に啓発していく必要があります。</p>	環境生活部 (くらし・交通安全部)
②食育との連携		<p>○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による全国的な取組に協力し、市町と連携し、12月から1月の忘年会・新年会シーズンにおいて宴会時の食べきりを呼びかける等の啓発を実施しました。また、県内の飲食店等に食品ロス削減の啓発活動や食べきった場合の特典付与等にご協力いただくキャンペーンを実施しました。</p> <p>○県内市町における家庭系食品ロスの発生状況の調査が3市で行われ、把握することができました。</p> <p>○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による取組の結果、一部の飲食店で食べ残しが減少したことを確認しました。</p> <p>○セミナーやワークショップの参加者からは、講演内容や意見交換等に概ね満足しており、今後も同様のセミナー等に参加したい旨であることを確認しました。</p> <p>○県内市町における家庭系食品ロスの発生状況の把握が行なわれ、把握することができました。</p> <p>○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による取組に参加する飲食店数は少ないため、今後も取組を進め、参加店数を増加させることができ望ましい状況です。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者の支援ニーズが増加していることから、未利用食品の提供を生活困窮者等にタイムリーに提供できる仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>○これまでの調査で、県内の事業系食品ロスの発生状況の把握が不十分であるため、今後も把握に努める必要があります。</p>	<p>【成果】</p> <p>○市町食育推進計画の策定率が、34.5%（H26年度末）から65.5%（R1年度末）に上がりました。</p> <p>○「みえ地物一番」キャンペーンは、県内事業者の自主的な取組により継続的に行われました。また、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の認知度は、調査を始めたH28年度から7%上昇し、83%になりました。</p> <p>○栄養教諭が授業で活用できる普及啓発資料を延べ15種類を作成し、関係機関への配布を行いました。</p> <p>【課題】</p> <p>○市町食育推進計画を策定していない市町に対して、個別に計画策定を支援する必要があります。</p> <p>○県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物等を自ら選び取るための知識を得ることは、消費者教育として重要であることから、引き続き周知を行っていく必要があります。</p> <p>○食料生産等に対する子供たちの関心や理解を深めるため、引き続き、学校現場に向けた取組をすすめる必要があります。</p>	環境生活部 (廃棄物・リサイクル課)	
		<p>○「第3次三重県食育推進計画」に基づく食育を効果的に推進するために、市町を対象とした三重県地域食育推進連絡会議（1回）、担当課を対象とした三重県食育推進連絡会議（2回）を開催し、連携強化を図りました。</p> <p>○県内量販店が実施する「みえ地物一番」キャンペーンを支援するとともに、商品メーカー、県立高校、給食事業者の連携による地産地消メニューの開発、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」のPR（12回）やプレゼントキャンペーン等を実施しました。</p> <p>○教育委員会や栄養教諭、食品関係事業者などを構成員とする地場産品導入促進検討会（3回）の開催、栄養教諭が授業で活用できる地場産物「さといも」に関する普及啓発資料を作成しました。</p>	<p>【成果】</p> <p>○市町食育推進計画の策定率が、34.5%（H26年度末）から65.5%（R1年度末）に上がりました。</p> <p>○「みえ地物一番」キャンペーンは、県内事業者の自主的な取組により継続的に行われました。また、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の認知度は、調査を始めたH28年度から7%上昇し、83%になりました。</p> <p>○栄養教諭が授業で活用できる普及啓発資料を延べ15種類を作成し、関係機関への配布を行いました。</p> <p>【課題】</p> <p>○市町食育推進計画を策定していない市町に対して、個別に計画策定を支援する必要があります。</p> <p>○県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物等を自ら選び取るための知識を得ることは、消費者教育として重要であることから、引き続き周知を行っていく必要があります。</p> <p>○食料生産等に対する子供たちの関心や理解を深めるため、引き続き、学校現場に向けた取組をすすめる必要があります。</p>	農林水産部 (フードインバーション課)	
		<p>○子どもたちが自らの食生活に关心を持ち、望ましい食習慣を身につけることを目的として「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を開催しました。</p> <p>○各学校で子どもたちが計画的に食を学ぶことができるよう、食に関する指導の全体計画の策定を推進するとともに、学校における食育の推進のための手引書である「食で育む、元気なみえの子～基礎編・実践編～（作成：三重県教育委員会）」を活用し、計画に基づく体制づくりや指導内容の充実を図りました。また、文部科学省の「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」の活用を促しました。</p> <p>○学校給食への地場産物の活用割合をさらに高めるため、「みえ地物一番給食の日」を実施しました。</p>	<p>【成果】</p> <p>○左欄記載のコンクールについては、年々応募者数が増加しております。地産地消をはじめ、献立作成、調理をとおして食の安全・安心について考える機会になっています。</p> <p>○学校における食育推進組織の設置率は増加しています。今後は、組織の有効活用について働きかける必要があります。</p> <p>【課題】</p> <p>○数値の増加でわかる成果もありますが、行動の変容となると、すぐに好ましい変化が表れるのではなく、何年も先に生活の場面で生かされることがあります。このようなことから、継続して取り組んでいく必要があります。</p>	教育委員会事務局 (保健体育課)	

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

4 環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
③国際理解教育との連携	国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせ、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境や資源など地球規模の社会問題を考えされることを狙いとしており、内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚する点で、消費者市民社会の形成に向けた教育と深く関係しています。三重県では、外国人指導助手(ALT)をはじめとした外国人の人たちとのコミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会の実現のために消費者のるべき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を実践する「消費者市民社会」の構築に向けた取り組みを進める中で、SDGsの推進など国際理解を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会の実現のために消費者のるべき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を実践する「消費者市民社会」の考え方を、青少年消費生活講座を通じて大学生や高校生等に紹介しました。 ○「若年者を対象とした啓発事業」(高校訪問)において、ラジオのパーソナリティと生徒数名のトークセッションの中で「消費者市民社会」を話題として取り上げました。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年消費生活講座をとおして、多くの若年者に「消費者市民社会」の一員としての消費者の役割について説明することができます。 ○また、消費者庁作成の「社会への扉」は、希望する公私立高校・高等専門学校・特別支援学校に配布され、各学校において教材として使用されています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響により、青少年消費生活講座を希望する学校の減少が予想されるところから、新しい生活様式に適応した実施方法等を検討する必要があります。 	環境生活部 (くらし・交通安全課)

		<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、ALTとのTT(チームティーチング)をとおして行われている、地球温暖化やゴミ問題等環境に関する学習や、食文化など等異文化を理解する学習の機会等各学校の消費者教育の取組を引き続き市町等教育委員会と連携し、支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、ALTとのTT(チームティーチング)をとおして、地球温暖化、ゴミ問題等について学習したり、外国人児童生徒の多く在籍する学校などにおいて、食文化等異文化を理解したりする実践が行われました。こうした機会において、消費者教育の視点での学習が行われました。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「インターナショナルデー」を実施し、数か国の外国の方々に来校いただき交流するなど、各学校で工夫した取組が実施されています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校の消費者教育の取組を、引き続き、市町等教育委員会と連携し支援していきます。 	教育委員会事務局 (小中学校教育課)
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第2項 自主的かつ合理的な消費活動の支援(消費者教育推進計画)

5 消費生活情報の提供・発信

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①情報公開や学習の場の提供により消費者が合理的な選択ができる環境の整備	三重県消費生活センターでは、消費者が商品やサービスの内容を十分理解したうえで商品選択を行えるように、消費者庁と連携し、商品やサービスに関する安全情報の提供を充実します。また、ホームページでの情報提供や出前講座・青少年講座など、消費者が利用しやすい手段や方法で情報提供するとともに、消費者からの相談等にも迅速に対応します。	○消費者月間における講演会の開催や、各種講座を実施し、消費者一人ひとりが賢い消費者となれるよう様々な取組を実施していきます。 ○県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出演し、あらゆる年代に対し情報提供を行っていきます。	○消費者月間の5月に講演会を実施しました。 2019年度消費者月間記念講演会 「今、求められる消費者の自立～ニュースキャスターから見た視点～」 講師：フリーアナウンサー ニュースキャスター 宮川 俊二さん ○大型ショッピングセンターでの啓発を実施しました。 実施箇所数 イオン3店舗 ○コーブみえ「商品くらしの交流会」(8会場)や四日市消費者協会「消費者のつどい」、鈴鹿市就労マルシェ、三重大学祭等に出演し、啓発を実施しました。	【成果】 ○計画期間の最終年ではあるが、これまであまりつながりのなかった若年者や障がいの方が多く集まるイベントに出演し情報提供することができました。 【課題】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の講座やイベントについて、新しい生活様式に適応した実施方法等を検討する必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②効果的に多様な手段を用いた啓発活動の推進	消費者が自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるよう、報道機関やホームページ、情報誌、出前講座、講演会などを通じて消費者トラブルの事例、対応策を迅速に情報提供し、消費者に注意喚起を行います。さらに、市町と連携し情報共有を進め、各地域でのイベントに出店して啓発に努めるなど消費者トラブル防止のための取組に活かしていきます。また、消費者が使いやすいうように改修した三重県消費生活センターの展示ホールを、さらに展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実させ、消費者が啓発活動を行う際に活用できるようにします。	○引き続き多様な手法、内容での啓発活動を行っていきます。 ○啓発するターゲットに合わせた効果的な啓発方法を検討・実施していきます。	○消費者が各種パンフレット等を閲覧できるよう、消費生活センターの展示室を整備し、必要に応じて資料の提供やDVD等の啓発物品の貸出を行いました。 ○啓発パンフレットの作成や増刷、消費者被害の情勢や法律の改正を反映させたパンフレットの改訂を行いました。	【成果】 ○令和4年度からの成年年齢引下げに関するリーフレットやエシカル消費に関するリーフレットを作成し、特に高校生・大学生等の若年者に配布しました。 【課題】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、手渡しによる啓発が難くなっていることから、新しい生活様式に適応した実施方法等を検討する必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27~R1)における取組の成果と課題

第3項 消費者被害の防止・救済

1 三重県消費生活センターの相談機能の充実

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27~R1)における取組の成果と課題	所管部課
①相談体制の充実	ア 多様な相談に柔軟かつ強力的に対応するとともに、商品・サービスに関する事業者と消費者との間に生じたトラブルが適切かつ迅速に処理されるように相談員の確保及び資質の向上など必要な施策を講じます。 特に、三重県消費生活センターは三重県における消費者行政の中核センターとして広域的・専門的課題に取り組みます。	○引き続き県の中核の消費者相談センターとして、各種相談に応じるとともに市町ホットラインにより市町の支援を実施していきます。	○県の中核の消費生活センターとして、各種相談に応じるとともに、相談員に研修の機会を確保し、資質の向上に努めました。また、市町ホットライン(市町の消費生活相談に関する疑問に県消費生活相談員が助言を行う制度)を設置し、市町における専門的な相談の支援を行いました。 ホットライン利用回数 57回	【成果】 ○三重県における消費者行政の中核センターとして三重県消費生活センターで相談を受付けるとともに、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、相談員の資質向上や、市町の消費生活相談を支援しました。 【課題】 ○引き続き、県消費生活センターの相談体制の充実や専門性の確保、市町への支援を通じ、県内の相談対応能力の強化を図る必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 住民が身近なところで安心して相談できるよう市町と連携し、市町においても消費生活センターの設置や専門相談員の配置など相談窓口の充実を促進します。また、市町単独では相談員の確保等が困難な市町に対して広域的連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。	○相談件数が少なく経験が不足しがちな市町に対して支援していくとともに、広域的連携による相談体制の充実について働きかけていきます。 ○全ての市町を訪問し、消費者行政の推進について説明するとともに、ニーズの把握を行います。	○件数が少なく経験が不足しがちな市町に対して、市町ホットライン(市町の消費生活相談に関する疑問に県消費生活相談員が助言を行う制度)を設置して支援を行いました。 ホットライン利用回数 57回 ○全ての市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など消費者行政の推進について説明を行うとともに、国交付金の活用などについて情報提供を行いました。 消費生活センターの設置:松阪市 見守りネットワークの設置:名張市、東員町	【成果】 ○住民が身近なところで安心して相談できるよう、市町における相談体制の充実に取り組んだ結果、県内の消費生活相談に占める市町の相談受付割合は増加傾向にあります。 【課題】 ○引き続き、市町の相談窓口の充実を促進するとともに、単独では相談員の確保等が困難な市町に対しては、広域連携での取組を促進するなど、働きかけを行う必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 国民生活センター、日本司法支援センター(法テラス)、警察など関係機関と情報交換等により連携をはかります。 また、「みえ・くらしのネットワーク」を通じて、関係機関と連携をはかり、消費者問題の情報交換や啓発を推進します。	○「みえ・くらしのネットワーク」での情報交換・意見交換等を通じて、街頭啓発やイベントへの参加など効果的な啓発活動を行います。	○「みえ・くらしのネットワーク」との連携を強化し、街頭啓発を2カ所(津駅・津新町駅)で行うほか、消費者月間記念事業の一環として、パネル展示等の啓発事業を行いました。 ○加盟団体(その構成団体含む)が主催するイベントに出演又は参加し啓発を行いました。 コープみえ「商品・くらしの交流会」 日本証券業協会主催「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止キャンペーンに参加 四日市消費者協会「消費者のつどい」に出演 ○また、「みえ・くらしのネットワーク」各会員のそれぞれのイベント情報や周知したい情報を、事務局をとおしていつでも情報交換・共有ができるようにしました。	【成果】 ○「みえ・くらしのネットワーク」に消費者団体1団体の加入がありました。 【課題】 ○消費者団体の中には、活動を休止、解散する団体もあることから、「みえ・くらしのネットワーク」の活動の推進等を通じて、消費者団体の活動を支援していく必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

	ア	消費生活相談員の資質向上、弁護士等専門家の活用を進め、より高度で専門的な相談に対応します。	○相談員勉強会を毎月開催するとともに、弁護士相談を引き続き実施していきます。	○毎月1回専門家を招いて相談員勉強会を開催するとともに、毎月1回弁護士相談を実施しました。	【成果】 ○専門家による相談員等勉強会など相談員の資質向上に向けた研修の機会を確保するとともに、弁護士相談の実施など、相談体制の強化に向けた取組を行いました。 【課題】 ○新たな消費者トラブルや専門的な相談に対応するため、引き続き相談員の資質向上や専門家の活用などを図る必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②消費生活相談の充実・強化	イ	市町の消費生活相談窓口の充実・強化の取組を支援するとともに、市町の消費者生活センターや消費生活相談員等からの相談に助言や情報提供など市町の相談対応を支援します。	○市町専用電話(市町ホットライン)を設置し、各市町相談窓口に助言していきます。 ○全ての市町を訪問し、消費者行政の推進について説明するとともに、ニーズの把握を行います。	○件数が少なく経験が不足しがちな市町に対して、市町ホットライン(市町の消費生活相談に関する疑問に県消費生活相談員が助言を行う制度)を設置して支援を行いました。 ホットライン利用回数 57回 ○全ての市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など消費者行政の推進について説明を行うとともに、国交付金の活用などについて情報提供を行いました。 消費生活センターの設置:松阪市 見守りネットワークの設置:名張市、東員町	【成果】 ○住民が身近なところで安心して相談できるよう、市町における相談体制の充実に取り組んだ結果、県内の消費生活相談に占める市町の相談受付割合は増加傾向にあります。 【課題】 ○引き続き、市町の相談窓口の充実を促進するとともに、単独では相談員の確保等が困難な市町に対しては、広域連携での取組を促進するなど、働きかけを行う必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ	困難な消費者問題などは、必要に応じて事業者とのあっ旋を行います。	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっ旋を行います。	○消費者からの相談を受け、消費者の状況等を勘案し、必要に応じてあっ旋を行いました。 あっ旋回数:62件 解決率:93.5%	【成果】 ○相談員の資質向上等の取組により、令和元年度のあっ旋による消費者トラブルの解決率は93.5%と平成27年度以降最高値(平成29年度と同数値)となりました。 【課題】 ○引き続き、消費者自身での解決が困難な消費者トラブル等に対応し、必要に応じてあっ旋によるトラブルの解決を図るために、相談員の資質向上に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
③高度情報通信社会の進展への的確な対応		インターネット等の高度情報通信社会の進展に伴う商品とサービスの提供について、事業者との適正な取引の確保、消費者に対する教育と啓発の推進、苦情処理と紛争の解決、個人情報の適切な保護などに取り組みます。	○インターネット等を活用した商品とサービスの提供について、適正な取引が行われるよう事業者訪問の際に指導するとともに、インターネットや通信環境を利用した悪質商法について県消費生活センターのホームページで情報提供します。	○インターネット等を活用した商品とサービスの提供について、適正な取引が行われるよう事業者訪問の際に指導するとともに、国や事業者団体等との連携による情報交換を実施しました。 ○インターネットや通信環境を利用した悪質商法について県消費生活センターのホームページや消費生活出前講座など様々な啓発機会を活用して情報提供しました。	【成果】 ○インターネット等を活用した商品とサービスの提供について、事業者訪問等を活用し指導を行うほか、国や事業者団体等との連携による情報交換等を実施しました。また、さまざまな啓発機会を活用しインターネット等を利用した悪質商法について情報提供を行いました。 【課題】 ○インターネット等を活用した商品やサービスに関する消費生活相談に対応するため、情報収集に努めるとともに、引き続き国や関係機関と連携した取組が求められます。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
④国際化への進展への対応		個人輸入等消費生活の国際化に伴い、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者への情報の提供に努め、消費者保護のための支援を行います。	○国際的な案件については「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」について情報提供していきます。	○県消費生活センターのホームページで「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」について情報提供するとともに、センターに寄せられた個人輸入に係るトラブルの相談に対応しました。	【成果】 ○国際的な案件については「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」について情報提供を行うなど、関係機関と連携した取組を行いました。 【課題】 ○引き続き、国際的な案件については、消費者への情報提供や関係機関への取次を行うほか、外国人住民における消費者トラブルについても、関係機関と連携した取組を進める必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第3項 消費者被害の防止・救済

2 市町の相談体制充実に向けた支援

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携	ア 三重県消費者行政活性化交付金を用いて、市町と連携しながら、市町の消費生活センターや相談窓口の設置・充実・強化を進め、相談員の雇用や研修費用等の支援を行います。	○三重県消費者行政強化交付金、三重県消費者行政活性化基金等を活用し、市町に研修派遣などの相談業務の充実に向けた働きかけを行います。	○市町に対し三重県消費者行政強化事業費補助金、三重県消費者行政活性化基金事業費補助金の活用を働きかけ、相談員等の研修への派遣など、市町の相談業務の充実に向けた支援を行いました。	【成果】 ○補助金の活用により、市町の相談体制の整備や職員等の資質向上などの取組を支援しました。 【課題】 ○原資である国の交付金には活用期間の定めがあるため、活用期間経過後に市町における取組が後退しないよう、市町への継続した働きかけが必要です。	環境生活部(くらし・交通安全課)
	イ 相談員を確保するため、三重県消費生活相談員人材バンクを活用します。	○引き続き相談員資格取得支援講座を行うとともに、資格取得者には人材バンクに登録してもらい、相談員の確保に努めます。	○相談員資格取得支援講座を開催し、資格を取得した人に人材バンクに登録してもらい、相談員となる人材の確保に努めました。 令和元年度新規登録者13名	【成果】 ○三重県消費生活相談員人材バンクへの登録者数を増やすことができました。 【課題】 ○意欲ある県民の相談員資格取得を支援し、相談員となる人材の確保に努める必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
	ウ 相談員や相談窓口担当者の資質の向上をはかるため、研修会や勉強会を開催します。	○毎月1回各種専門家に講師を依頼して相談窓口の職員を対象に勉強会を開催します。	○毎月1回、県相談員、各市町相談員や担当者を対象に研修会を開催しました。 11回開催(感染症の感染拡大防止のため3月の勉強会を中止)	【成果】 ○県内の消費生活相談員や消費生活相談窓口担当職員を対象に勉強会を実施することで、相談員等の資質の向上や連携の強化を図りました。 【課題】 ○社会経済情勢の変化に対応した新たなテーマや開催日時等について、市町等の意見を取り入れながら進めていく必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
	エ 市町の相談員の疑問にこだえるため、市町専用相談電話(ホットライン)や県の弁護士相談の市町の利用を促進します。	○市町ホットラインや弁護士相談の活用により、市町の相談員をサポートします。	○市町専用相談電話(市町ホットライン)の活用方法について市町に説明しました。利用回数 57回 ○県が委託する弁護士に電話・メールで月5回程度まで相談できることを改めて紹介し、利用を促しました。	【成果】 ○市町ホットラインの運用や弁護士相談を実施することで、市町における専門的な相談対応を支援しました。 【課題】 ○市町ホットラインや弁護士相談の活用を促進するとともに、市町が実施する消費生活相談への支援の充実を図る必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)

3 多重債務者問題への対応

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①多重債務者サポート体制の確保	多重債務者に対しては、県、市町、弁護士会、司法書士会、東海財務局津財務事務所、社会福祉協議会等が連携・協力する「多重債務連携システム」により、迅速に多重債務相談窓口から弁護士等専門家につなぐなど、生活再建を支援します。 また、ここでの健康センターと連携し、多重債務者のサポートを行い自死防止等の対策を進めます。	○多重債務者から相談があった場合、多重債務連携システムにより確実に専門家へつなぎます。 ○国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、借金に関する無料法律相談会を開催します。	○多重債務連携システムを運用し、多重債務者から相談があつた場合、各相談窓口から専門家である弁護士や司法書士につなぐなど、迅速な対応に努めました。 ○国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ、電話による無料法律相談会を開催しました。 借金に関する無料法律相談会 1回(2日間)	【成果】 ○関係機関による多重債務者対策協議会を設置し、多重債務者からの相談に迅速に対応するため、多重債務連携システムを運用するなどの取組を推進しました。また、多重債務に関する勉強会を開催するなど、相談員等の資質の向上に努めました。 【課題】 ○無料法律相談会の利用者数は少ないとから、広報の充実や事業の見直しについて、多重債務者対策協議会で議論していく必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)

4 消費者事故情報の迅速な収集・提供

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①消費者事故情報の発生への対応	消費者事故(重大事故)発生時には、早急に消費者庁に通知するとともに、国や市町の協力を得ながら被害の拡大防止のための注意喚起、調査等を実施します。	○府内関係部局に消費者事故発生時の消費者庁への通知について周知するとともに県消費生活センターへの連絡を依頼します。さらに市町、関係機関等とも連携して、県内で発生した消費者事故を把握・分析し、必要に応じて消費者への注意喚起を行います。	○府内関係部局に消費者事故発生時の消費者庁への通知について周知するとともに、県消費生活センターへの連絡を依頼しました。 ○消費生活相談から得た消費者事故情報について、適切に消費者庁に報告を行いました。 ○消費者庁から発表のあった消費者事故情報などについて、県ホームページに掲載し、消費者に注意喚起を行いました。	【成果】 ○三重県消費者行政推進会議(府内会議)などの場で、消費者事故発生時の消費者庁への報告について周知を図るとともに、消費者事故情報について、適切に報告を行いました。 ○消費者庁から発表のあった消費者事故情報などについて、県ホームページに掲載し、消費者への注意喚起を行いました。 【課題】 ○関係各課や消費生活相談員等に対して、消費者事故発生時の消費者庁への報告について、定期的に周知を図る必要があります。	環境生活部 (くらし・交通 安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第3項 消費者被害の防止・救済

5 事業者指導の強化

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①「特定商取引法」の厳正な執行(再掲)	「高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化をはかるため、市町との情報共有をいっそう強化し、「特定商取引法」の改正の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執行を行います。	○引き続き不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか注視し、事業に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行っていきます。	○不当商取引指導専門員が、消費者・市町からの連絡や消費生活相談の情報をもとに特定商取引法違反事案がないか注視し、事業に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行いました。 令和元年度は134件の面接指導、7件の呼び出し指導を行いました。	【成果】 ○不当商取引指導専門員を活用し、悪質商法対策の充実・強化をはかることができました。 【課題】 ○平成29年の「特定商取引法」改正の趣旨、高齢者等の消費者被害の実態を踏まえ、引き続き同法の厳正な執行を行う必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
②適正な消費者取引の確保(再掲)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有をはかり、効果的な事業者指導を行います。	○引き続き「東海地域悪質事業者対策会議」において情報交換を行い、合同で事業者指導を行っていきます。	○「東海地域悪質事業者対策会議」において情報交換を行い、合同で事業者指導を行いました。 会議開催3回 三重県が参加した合同行政指導2件	【成果】 ○構成県や経済産業局と、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報を共有して、業務を進めることができました。 【課題】 ○東海4県の広域連携により、効果的な事業者指導を継続して取り組んでいく必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
③商品等の適正な表示の確保(再掲)	ア 「景品表示法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不正に惑わす表示を規制します。	○引き続き不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施するとともに、事業者からの相談にも応じていきます。	○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施しました。また、事業者からの相談にも対応しました。 事前相談件数44件、調査件数27件、行政指導件数5件	【成果】 ○「景品表示法」に基づき広告等の表示を適正に行うよう、事業者に対して指導することができました。 【課題】 ○消費者に誤認させるような表示を行わないよう、引き続き景品表示法の厳正な執行に努めていく必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
	イ 「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において、表示に関する情報の共有をはかり、効果的な調査・指導を行います。	○引き続き「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施していきます。	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において得られた情報をもとに、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施しました。 東海4県広告表示等適正化推進会議 2回 三重県食品表示監視協議会 2回	【成果】 ○地域の関係機関の連携により、事業者に対する調査・指導を効果的に行うことができました。 【課題】 ○関係機関の連携を密にして、引き続き表示に関する情報の共有を図っていく必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
④家庭用品等の安全の確保(再掲)	ア 「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	○引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	○「消費生活用製品安全法」10店舗、「家庭用品品質表示法」12店舗の立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行いました。	【成果】 ○検査や指導を通じて、関係法令に対する販売事業者等の理解を深めさせることができました。 【課題】 ○引き続き関係法令の厳正な執行に努めていく必要があります。	環境生活部(くらし・交通安全課)
	○「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」引き続き、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、監視体制の強化と家庭用品衛生監視員の資質向上を目的とした研修を実施します。	○「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」 引き続き、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、監視体制の強化と家庭用品衛生監視員の資質向上を目的とした研修を実施します。	○「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」 県民の家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を35検体実施し、34検体が基準に適合していることを確認しました。また、基準値を逸脱した1検体を販売した事業者に対しては、指導を行い、改善完了を確認しました。なお、当該逸脱による健康被害等の報告はありませんでした。 ○また、監視体制の強化と家庭用品衛生監視員の資質向上を目的とした研修を実施しました。(家庭用品衛生監視員および試験研究員17名参加)	【成果】 ○「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、県民の家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施し、違反等のあった事業者に対しては必要な措置を講じたことで、県民の健康被害につながる重大な違反は発生しませんでした。 【課題】 ○引き続き、全国的な違反事例等を考慮し、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、研修会の開催等により、監視体制の強化と家庭用品衛生監視員の資質向上を図る必要があります。	医療保健部(業務感染症対策課)

<p>④家庭用品等の安全の確保(再掲)</p>	<p>イ 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。</p>	<p>○引き続き販売事業者に対し立入検査・指導を行います。 電気:モバイルバッテリーの事故が多くなっているため、直流電源装置(リチウムイオン蓄電池)を重点的に検査を行います。 ガス:特に無し</p>	<p>○各法令に基づき、販売事業者に対する立入検査を行いました。 電気:14件 ガス:32件(令和2年3月31日現在)</p>	<p>【成果】 ○各法令に基づき、販売事業者に対する立入検査を行いました。 電気:71件 ガス:160件 【課題】 ○モバイルバッテリーの事故が多くなっているため、直流電源装置(リチウムイオン蓄電池)を重点的に検査を行います。</p>	<p>防災対策部 (消防・保安課)</p>
<p>⑤事業者指導の充実・強化</p>	<p>三重県消費生活センターにおける不当商取引指導専門員による悪質事業者に対する指導の強化を実施します。</p>	<p>○引き続き不当商取引指導専門員により、特定商取引法違反事案がないか注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行います。</p>	<p>○不当商取引指導専門員が、消費者・市町からの連絡や消費生活相談の情報をもとに特定商取引法違反事案がないか注視し、事案に応じて必要な調査を実施し、事業者指導を行いました。 面接指導134件、呼び出し指導7件</p>	<p>【成果】 ○不当商取引指導専門員を活用し、悪質商法対策の充実・強化をはかることができました。 【課題】 ○平成29年の「特定商取引法」改正の趣旨・高齢者等の消費者被害の実態を踏まえ、引き続き同法の厳正な執行を行う必要があります。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
<p>⑥事業者の健全な育成</p>	<p>事業者が自ら健全な取引環境を構築するため、コンプライアンスを遵守した経営等の取組を支援します。</p>	<p>○引き続き関係部局と連携してコンプライアンス研修会を実施したり、事業者団体が実施するコンプライアンス遵守の研修会等に講師として職員を派遣するなどして、事業者のコンプライアンス遵守を支援していきます。</p>	<p>○農林水産部、医療保健部、環境生活部の連携で食品事業者を対象とするコンプライアンス研修会を実施しました。また、自動車教習所に係るコンプライアンス遵守の研修会等に講師として職員を派遣しました。</p>	<p>【成果】 ○事業者が、コンプライアンス意識を高め、主体的に取り組む機会を提供することができました。 【課題】 ○関係部局と連携して、事業者のコンプライアンス遵守の取組を支援していく必要があります。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
<p>⑦適正な事業活動の促進</p>	<p>ア 消費者が適切な判断のもとに購入先や商品を選択できるように、相談員等による研修会や具体的な相談の機会を通し、「消費者契約法」や「特定商取引法」、「三重県消費生活条例」等に基づき、適正な事業活動を促進します。</p>	<p>○消費生活相談において得られた不適正な商取引等について、必要に応じて不当商取引専門員が事業者指導を行い、適正な事業者活動を行うよう促します。</p>	<p>○消費生活相談において得られた不適正な商取引等の情報に基づいて、必要に応じて不当商取引専門員が事業者指導を行い、適正な事業者活動を行うよう促しました。</p>	<p>【成果】 ○具体的な消費生活相談の情報を活用し、事業者に対する調査・指導を効果的に行うことができました。 【課題】 ○消費者が適切な判断のもとに購入先や商品を選択できるよう、引き続き適正な事業者活動を促していく必要があります。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
<p>⑧旅行業務の適正な運営の確保</p>	<p>イ 表示の適正化、商品の安全性、適正な商取引の確保をはかるため、事業者に対し、関係法令や条例に基づく調査・指導及び立入検査等を行い、自主的な改善を促進します。</p>	<p>○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施します。</p>	<p>○不当商取引指導専門員を配置し、広告表示のチェックや事業者指導を実施しました。</p>	<p>【成果】 ○事業者に対し、調査や検査結果を踏まえて、主体的な改善を促すことができました。 【課題】 ○関係法令や条例に基づく調査・指導及び立入検査等を適切に実施していく必要があります。</p>	<p>環境生活部 (くらし・交通安全課)</p>
		<p>旅行の安全の確保および旅行者の利便の増進を図るために、「旅行業法」に基づく指導や立入検査を実施します。</p>	<p>○引き続き、法改正を踏まえた立ち入り検査を実施することで、事業者の法令遵守を促進し、旅行者の利便の増進を図っていく必要があります。</p>	<p>○平成30年1月の旅行業法改正を受けて新たに設けられた旅行サービス手配業者も含めて登録事業者への立入検査を実施しました。9事業者への立ち入り検査を実施し、事業者の法令遵守を促進することで、旅行者の利便の増進を図りました。</p>	<p>雇用経済部 (観光政策課)</p>

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第3項 消費者被害の防止・救済

6 判断能力が十分でない高齢者等への支援

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保	ア 「消費者安全法」の改正にともない判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の消費者トラブル防止のために、市町と連携して地域における見守り体制を推進します。	○市町に対して消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を働きかけます。また、市町や福祉機関の取組等の中で消費者生活地域リーダーが活用されるよう働きかけます。	○市町に対して見守りネットワークの設置を働きかけるとともに、市町や福祉機関の取り組み等の中で消費者生活地域リーダーが活用されるよう働きかけました。 見守りネットワークの設置:2市町(名張市、東員町) 地域リーダー登録者数:51者(49人+2団体)	【成果】 ○見守りネットワークの設置について市町に働きかけを行い、2市町において設置されました。また、日常的に地域での啓発を担う消費者啓発地域リーダーを養成し、市町の取組を支援しました。 【課題】 ○国が進める「地方消費者行政強化作戦2020」における見守りネットワークの目標値を達成できるよう、引き続き市町における取組を促進する必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 高齢者被害防止のため、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員、消費者団体、地域包括支援センター等を対象に「消費者啓発地域リーダー」を養成し、「消費者啓発地域リーダー」の地域での自主的な講座、啓発活動の支援を行います。	○消費者生活地域リーダーを引き続き養成するとともに、養成したリーダーが地域で機能的に活動できるよう、市町に働きかけます。	○消費者生活地域リーダーを引き続き養成するとともに、養成したリーダーが地域で機能的に活動できるよう、市町に働きかけました。 養成講座の開催 4回 フォローアップ講座の開催 4回	【成果】 ○平成30年度、令和元年度は、養成講座の会場を計画期間当初より1会場多くして開催しました。 【課題】 ○養成講座には参加するものの、リーダーへの登録にはつながらない場合やリーダー登録がない市町があることから、引き続きリーダーの養成と活動のフォローアップを図ることで、人材育成を図る必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	ウ 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等で、適切な福祉サービスの利用を続けることができない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の代行を行う福祉サービス利用援助等事業を推進し、地域で自立した生活が送れるように支援します。	○今後も、判断能力に不安のある人が地域で自立した生活ができるよう、事業の推進を図る必要があります。	○三重県社会福祉協議会が実施する次の事業に補助を行いました。 ・専門員、生活支援員等の事業にかかる人材の相談支援・研修等。 ・契約締結審査会の開催。 ○市町社会福祉協議会に設置される専門員の人事費、運営費の補助を行うとともに、生活保護世帯、住民税非課税世帯が負担する利用料の支援を行いました。	【成果】 ○三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、事業の推進を図った結果、利用者が1,891人となりました。 【課題】 ○単身高齢者や認知症高齢者の増加等により、当事業の利用者は年々増加し、今後も増加が見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。	子ども・福祉部 (地域福祉課)
	エ 判断能力が十分でない高齢者や障がい等への権利侵害を防ぐため、市町が行う成年後見制度の活用促進について支援します。	○市町における成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置や基本計画の策定を支援するため、成年後見制度の関係団体や取組の進んでいる市町社協等の参加による意見交換会の開催等を行います。	○市町における成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置や基本計画の策定を支援するため、成年後見制度の関係団体や取組の進んでいる市町社協等の参加により、取組の状況や課題、今後の支援に係る意見交換会を2回開催しました。	【成果】 ○桑名市、伊勢市、名張市、伊賀市において中核機関が立ち上るなど、市町における成年後見制度についての理解が進んでいます。 【課題】 ○成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置や基本計画の策定については進んでいない市町も多く、今後も支援が必要です。	医療保健部 (長寿介護課)

7 紛争の適切かつ迅速な解決

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
	ア 必要に応じて、他の民間相談機関や公的機関など、適切な裁判外紛争解決機関等を紹介します。	○今後も相談の内容に応じて、より専門的な相談機関やADR機関等を紹介します。	○相談の内容に応じてより専門的な相談機関やADR機関等を紹介しました。	【成果】 ○消費者の相談内容に応じて、関係機関との連携により適切かつ迅速な相談対応に努めました。 【課題】 ○関係機関との一層の連携強化に努める必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
①紛争の適切かつ迅速な解決	イ 必要に応じて、「三重県消費者苦情処理委員会」においてあっ旋や調停を行います。	○必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」を開催します。	○県消費生活センターに寄せられた相談のうち、「三重県消費者苦情処理委員会」に付託する事案はありませんでした。	【成果】 ○県消費生活センターに寄せられた相談のうち、「三重県消費者苦情処理委員会」に付託する事案はありませんでした。 【課題】 ○国民生活センターや他県における事案などの情報収集を図り、あっ旋や調停について適切な対応を行う必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

三重県消費者施策基本指針(平成27年3月策定)に掲げる主要施策の令和元年度実施結果及び計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①消費生活に関する消費者等の意見の把握	「三重県消費生活対策審議会」や「みえ・くらしのネットワーク」会議や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映していきます。 ○「三重県消費者施策基本指針」の改定にあたり、「三重県消費生活対策審議会」での審議を経るとともに、パブリックコメントを実施します。	○「三重県消費生活対策審議会」、「みえ・くらしのネットワーク」会議や事業者団体との懇談会等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映していきます。 ○「三重県消費者施策基本指針」の改定にあたり、「三重県消費生活対策審議会」での審議を経るとともに、パブリックコメントを実施します。	○「三重県消費生活対策審議会」や「みえ・くらしのネットワーク」会議、事業者団体との懇談会等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見の把握に努めました。 ○「三重県消費生活対策審議会」、同「消費者教育研究部会」での審議を経るとともに、パブリックコメントを実施し、「三重県消費者施策基本指針」の改定を行いました。 三重県消費生活対策審議会の開催 2回 同審議会消費者教育研究部会の開催 1回 みえ・くらしのネットワーク会議の開催 1回 事業者団体主催の消費者懇談会への出席 2回	【成果】 ○「三重県消費生活対策審議会」や「みえ・くらしのネットワーク」会議、事業者団体との懇談会等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見の把握に努めました。また、意見聴取を行いながら「三重県消費者施策基本指針」を改定しました。 【課題】 ○事業の実施にあたっては、引き続き消費者や関係機関等の意見の把握に努めています。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
②消費者施策に関する透明性の確保	「三重県消費生活対策審議会」や「同審議会教育研究部会」の審議内容を引き続き公開していきます。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要についてHP等で公開することとします。	○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要をホームページに掲載しました。	【成果】 ○「三重県消費生活対策審議会」を公開で開催するとともに、その概要をホームページに掲載しました。 【課題】 ○今後も審議会を公開で開催するとともに、事業の実施にあたっては透明性を確保しながら実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

2 国との連携・市町への支援と連携

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27-R1)における取組の成果と課題	所管部課
①国との連携	ア 消費者庁をはじめ関係省庁が開催する専門研修に担当職員を派遣し、より専門性の高い人材を育成します。また、国等と連携した研修会を開催します。	○研修に職員を派遣するとともに、国民生活センター等と連携した研修の開催を働きかけます。	○国民生活センター主催の自治体職員向け研修に職員を派遣し、人材の育成と情報の収集を図りました。 研修参加行政職員数 3名	【成果】 ○国等が実施する研修に積極的に参加することで、職員の資質向上を図りました。また、必要に応じて講師の派遣を受けるなど、国等と連携した取組を行いました。 【課題】 ○新型コロナウイルス感染症の流行を受け、研修方法についても検討を行う必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)
	イ 三重県消費者行政推進交付金等を活用した市町への支援、「消費者ホットライン」の運用、多重債務者対策などについて、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら、三重県の消費者行政を推進します。	○市町に対し三重県消費者行政強化事業費補助金等の活用を働きかけるとともに、あらゆる啓発機会や相談業務を通じて、関係機関の取組と連携した事業実施に努めます。	○市町に対し三重県消費者行政強化事業費補助金等の活用を働きかけるとともに、市町を訪問し、国の進める「地方消費者行政強化作戦」について理解の促進をはかり、協力を依頼しました。 ○国が実施する消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンに合わせて、多様な主体と連携した取組を実施しました。 消費者月間 講演会や街頭啓発の実施 多重債務者相談強化キャンペーン 「借金のお悩み電話相談」等の開催	【成果】 ○市町に対し三重県消費者行政強化事業費補助金等の活用を働きかけるとともに、国の進める「地方消費者行政強化作戦」について理解の促進と協力を依頼しました。また、国が実施する消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンに合わせて、多様な主体と連携した取組を実施しました。 【課題】 ○市町における消費者行政の促進を図るため、引き続き支援を行う必要があります。また、事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、実施方法について検討を行う必要があります。	環境生活部 (くらし・交通安全課)

3 行政等の連携体制の充実・強化

主要な施策	取組事項	令和元年度実施概要	令和元年度実施結果	計画期間(H27~R1)における取組の成果と課題	所管部課
①府内連絡体制の充実	府内連絡会議により多方 面の情報を共有し、啓発活 動などに連携して取り組み ます。	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県消費者行政推進会議等の府内連携体制のもと「三重県消費者施策基本指針」を改定します。 ○三重県消費者行政推進会議において各課における消費者行政の実施状況を共有するとともに、府内連携体制のもと「三重県消費者施策基本指針」を改定しました。 ○府内の情報共有を図り、各課の主催するイベント等での相互啓発活動を実施しました。 ○府内の情報共有を推進するとともに、消費者事故の消費者庁への報告についてのルールを案内します。 ○府内の情報共有を推進するとともに、イベント等での啓発活動における連携を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県消費者行政推進会議を開催し、各課における消費者行政の実施状況を共有するとともに、府内連携体制のもと「三重県消費者施策基本指針」を改定しました。 ○府内の情報共有を図り、各課の主催するイベント等での相互啓発活動を実施しました。 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三重県消費者行政推進会議を開催し、府内の連携体制のもと消費者行政の推進を図りました。また、府内の意見を集約し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「三重県消費者施策基本指針」を改定しました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症やCSFなどの新たな課題に的確に対応していくため、府内連携体制の一層の充実の必要が あります。 	環境生活部 (くらし・交通 安全課)